

## 第三十四回 参議院社会労働委員会会議録第十号

昭和三十五年三月三日(木曜日)午前十時五十六分開会

## 委員の異動

三月一日委員小柳勇君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君  
理事 高野 一夫君  
吉武 恵市君  
坂本 昭君  
藤田 藤太郎君

厚生省業務局長 高田 浩運君  
厚生省児童局長 大山 正君  
厚生省年金局長 小山進次郎君  
厚生省引揚援護局長 河野 鎮雄君

厚生省労働基準局長 麻谷 直藏君  
厚生省職業安定局長 堀 秀夫君

厚生省主計官 増本 甲吉君

厚生省会専門員 岩尾 一君

厚生省監理官 山本浅太郎君

厚生省監理官 増本 甲吉君

厚生省監理官 增本 甲吉君

厚生省監理官 增本 甲吉君

厚生省監理官 増本 甲吉君

厚生省医務局長 黒木 利克君  
厚生省社会局長 高田 浩運君  
厚生省児童局長 大山 正君  
厚生省年金局長 小山進次郎君  
厚生省引揚援護局長 河野 鎮雄君

厚生省労働基準局長 麻谷 直藏君  
厚生省職業安定局長 堀 秀夫君

厚生省主計官 増本 甲吉君

厚生省会専門員 岩尾 一君

厚生省監理官 山本浅太郎君

厚生省監理官 増本 甲吉君

されましたので、右御報告をいたしました。

藤政務次官が出席をしております。なお、厚生省からは、森本官房長、熊崎会計課長、尾村公衆衛生局長、川上医務局長、高田社会局長、太宰保険局長、大山児童局長、河野引揚援護局長、聖成環境衛生部長等が出席をいたしております。なお、

大蔵省からは、岩尾主計官が出席をいたしておりますことを御報告いたします。

昭和三十五年三月三日

〔参議院〕

強制的に国保と健保の組織で皆保険が

行なわれますが、三十六年三月三十二日のとき、国保は何名、それから被用者保険もひっくるめて健保は何名になる見通ですか。数だけでいいのです。

十萬ぐらいと踏んでおります。足して大体なろうかと思ひます。被用者保険の方を合わせまして四千三百九十万くらい。(坂本昭君)それでもまだ足りない」と述べる。いや、大体そういうよろしいなことであります。

七万、あなたの見通し九千三百六十万。人口については厚生省の方が上かもしけないけれども、わずか三十万でも、十万でもいいのですよ、たった一人でも皆保険に漏れる人があつては政策として私はまずい。従つて、そういう点でほんとうに皆保険の実の上がるようにならなければなりません。ところが、実はこういう例があるのです。これは局長に伺います。

ます。これを、何としてこのギャップを埋めたものかと実は今頭をひねつておるところでござりますけれども、これは、ただいままでのところでは、どうもなおこれという結論が出ていない。これは、ぜひとも早急にこの問題を何とか善処せねばならないということと、今私ども重々考えておる次第で、目下検討しておるところでござります。○坂本昭君 特にこの印紙を張る二月の間は、いわゆる保険料を払つておるわけなんです。保険料を払いながら、しかも健康保険の扱いを受けることが出来ない。のみならず、国民健康保

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記を落として下さい。  
國保、あるいは日雇健保、このどれにも入らない、こういう人が現実にかなりおります。私は、先ほど生保百五十万、施設二十万が残つておると言つたけれども、これは、全国で私は数万を下らないと思う。ことに、今の二カ月間の人を入れたら、私は数十万になるのじやないかと思うのです。これは、保險局長として重大な問題であるので、これに対し早急ということを言われたけれども、少なくとも予算の問題もありますから、この秋の臨時国会までには出す義務があると思う。局長の明確なるお答えをいただきたい。

## ○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて

○政府委員(太宰博邦君) 御指摘の通り、二ヶ月で受給資格を受ける。そし

て後においてもまた同じようなことが起これり得る可能性があります。この点は、やっぱり日雇健康保険制度について

てはそれだけむずかしい面があるといふことにもなりましようが、なお私ども考究して、みなすしばならぬと「う

点があることは御指摘の通りであります。私どもいたしましては、先ほど

申し上げましたように、日雇健保制度については、なおそのほかにもいろいろ問題点があるというように考え

ておりますて、これはぜひ早急に検討いたしまして、その何らかの結論を出

ほんとうの皆保険に対しそのない  
ようにいたしたいと目下考えておると

ところでございます。御意見のところ

○坂本昭君 そうすると、まだそれで  
も数が足りないじゃないですか。それ  
で日本の総人口に足りますか。国保、  
健保合わせて九千百万、それに生保と  
施設で百七十万、九千二百七十万、日  
本の総人口幾らですか。

○坂本昭君　漏れる人に対する生活保護で全部すくい上げる、これは一つの御方針として承っておきます。局長はとにかく皆保険をやろうといふのに、日本の人口もつかんでいないというのは困る。経済企画庁の資料では、三十五年度の見通し九千三百三十三

と、それで初めて受給資格ができるということになっています。従いまして、その間というものは、日雇健康保険の手帳はもらっておりませんけれども、いわゆる制度の恩恵に浴せないと、これは、皆保険になつて参りますと、確かに私ども問題だと思っております。

で三ヵ月目から保険の扱いを受けるのですが、かりに三ヵ月目に病気にならなかった、そして、その三ヵ月目の印紙の数が足りなくて四ヵ月目に病気になつたときには、これは日雇健康保険の扱いを受けない。従つて、たつた二ヶ月もだけじゃない、場合によると三月もかかる月も、極端な場合には一ヵ年間この状

制度については、なおそのほかにもいろいろ問題点があるというようになります。そこで、これらはぜひ早急に検討しておきまして、これは何らかの結論を出いたしますと、その何らかの結論を出して、そして、いわゆる明年度からのほんとうの皆保険に対ししてそのないようにいたしたいと目下考えておるところです。御意見のところ

は、私もまことに同感だと考えまして、銳意検討いたして参りたいと思ひます。

○坂本昭君 皆保険、皆保険と言われますけれども、国民皆保険がこれが即国民皆医療になる。医療保険は医療保障と言えるか。大臣も次官もおられなくなりましたから、今度は局長にお伺いいたしますが、医療保険は一体医療保障か。

○政府委員(太宰博邦君) 非常に大きな問題でございまして、むしろ大臣からお答えすべきが適当かと思ひます

が、医療保険という場合にその概念のとり方でございまして、國によりまし

ては、いわゆる英國のように国民医療というような医療サービスというよ

うなことで、まあそこにおる人は全部

國の費用でもって医療を受けるという

ような制度の國もあります。わが國におきましては、御指摘のようにいわゆる保険制度を中心といたしまして、そ

れでそこに漏れる人がありましたならば、公的な扶助の制度でもってこれを補つていくという式で今日進んできておりわけござります。そのいずれが

いいかどうかということは、私はこれは机上ではどうこう言つて、理屈

はいろいろございましようけれども、現実の面といたしましては、わが國に

おいてはやはり今日の段階はこの医療保険というものを中軸にいたしまし

て、そしてそれをできるだけよりよいものに育てていきたい。そしてまた各

種医療保険の相互間の調整をはかりま

してできるだけ形の整つたものにして参る、こういう努力でいくのが現実の問題としてはわが國では最も適当ではないか、かように考へておるわけであ

ります。皆保険が即ち医療ということが言えるかという御質問の趣旨はどの辺にあるか、あるいは私の答弁が御質

問の趣旨に沿わない点があるかも知れませんけれども、私は日本の現実とい

いいたしますが、医療保険は一体医療

保障か。

○坂本昭君 保険局長の答弁としては

はなはだ不十分だと思います。

次に、大正十一年四月二十二日ですか、初めてできた健康保険法、これと

昭和三十三年の十二月二十七日の国民

健康保険法、これを見ますと、今の保

険の問題について私は一つの発展を見

ることができると思うのです。まず、立

法的に医療保険に対する理念の差があり

ます。私はこれは喜ぶべき進歩と考え

てもいいと思います。健康保険法の第一

条のところ、目的、それには保険

者が被保険者の疾病に関し保険給付を

なしう云々と書いてある。こまかいところは省きますが、保険者が被保険者の

疾病に関して療養の給付をなすと書いてある。それから五十九条には家族療

養費のことが書いてある。被扶養者が

十三条には療養の給付の項に被保険の

負担を見てやる、そういう医療費の負

担制度を目的としておるのか、この点

一つ明確にしていただきたい。

○政府委員(太宰博邦君) まあ、大体

社会保険という筋から申しますと、こ

れは医療費を支払うのが合理的な措置

で、これが本筋でございます。従いま

して、が、家族については医療費を補

偿しているにすぎない。こういう点で

すね、非常に健康保険法では明確あります。ところが、新しい国民健康保険法では、法律の第一条には「社会保障及び

国民保健の向上に寄与することを目的

とする」云々と書いてある。この健康

保険法と国民健康保険法では、世帯

主と家族とを問わずに医療保障すると

くまで被保険者である労働者を対象と

した労務管理立法であります。ところ

が、新しい国民健康保険法では、世帯

主と家族とを問わずに医療保障すると</p

をせねばならない点が多くあると存じますので、この場所において、にわかにどうこう意見を申し上げるわけには参りません。やはりこれは相当大きな問題であることは、実はあえて申し上げるまでもなく御存じだろうと思いますが、これは当面のわが国の健康保険の運営について非常に大きな影響を及ぼします筋合いのものでありますから、御意見は御意見として今日のところは承っておきたいというようにおいたしたいと存じます。国保についても傷病手当金、これは今の健康新険にも医療を給付すると同時に傷病手当を支給しておりますから、国保についてもそういうことができるようになることはけつこうなことだとは存じますけれども、御承知の通り、今日の国保はその本質の医療の面につきましても、御承知の通り大多数の国保においては五割割付でございます。この残りのあれは被保険者に払つてもらうというようなことでござりますので、健康保険に比べましても相当内容が劣っている面がござります。で、そういう面の充実がまず今日のところでは先であります。傷病手当金のお話は今日あるいはここ近く、なかなかそういうところまで手が届かないのではないか。まあ、こういうふうに私どもは考えておる次第であります。

險制度といふものは、医療保障にはなつておらぬと、皆さんが言われるほど皆保険だから医療保障になる……私はむしろいろいろな面で二重にも三重にも医療保障にはならない、というが私の結論的なことです。

そこで保険とはどういうことか、これも局長、私迦に説法なんですけれども、保険という考えはこれは岩波の小辞典ですけれども、これには「保険とは偶然の事故による一時の入用を充足するため多数の……経済単位が集合し、……必要な資金の融出を行ふ経済制度である。」途中省略しますが、「個人が被る不慮の災害、あるいは事業がうける偶然の事故による損害を填補し、……個人生活や事業活動の安定を図ろうとする制度」である。つまり多数の経済単位の集合によって行なわれるのが保険制度であるということが、この経済の字引には書いてある。従つてこの通りなんですよ、そしてこの通りに従つて保険局長は今まで長い厚生行政をやってこられたので、その点では私は誤っておったとは決して言いません。しかし、この保険金とそれから多數の経済単位とを乗じた積ですね、これが保険財政になつてゐる。この保険財政が保険の本質を決定する、これは私は否定できない事実だと思うのです。従つて医療保険とはいうけれども、あるいはまた健康を守るために保険だとはいうけれども、そういうことを得ないと思う。これは歴史が明確に物語つていて、今まで行政としても、政策としても、エネルギーを全部集中してきた保険医療だと私は言わざるを得ないと思う。これは歴史が明確に物語つていて、今まで行政としても、政策としても、このことを私は別に否定するの

じゃないのです。過去のこれは歴史で  
あって、今後はこれではほんとうの医  
療保障にならないから、改めていくべ  
きではないかという点で私は伺つてい  
るのです。私の見るところ、どうも  
医療保険、この保険制度では眞の医療  
保障にどうもなり得ない、初めからな  
り得ない基本的な欠陥を持つてゐる。  
そういう点で、繰り返して、今日の日  
本の保険医療というものは正しい意味  
でこれは社会保障ではない、私はそう  
思うのです。そこで具体的に二つ問題  
を取り上げて聞いてみたい。

第一は、これはわかりやすく申し上  
げていきたいと思いますが、医学の發  
達という点であります。医学の發達の  
結果、從来のような、具体的に言え  
ば千分の六十五という保険料率による保  
険財政、こういう保険財政のワクを医  
学の發達が踏み越えているといふこと  
と。平たく言うと、今日人間の命とい  
うのは非常に守られておつて、お年寄  
りの肺炎などはもう死なくなつてしま  
た。そういう点で生活は非常に確保さ  
れてきていますけれども、非常に金がか  
かっていいるということですよ。昔は  
老人の肺炎のときには、キニーネを使  
いました。安いものでした。今日では  
クロロマイセチンやアクロマイシンを  
使う、非常に高い、しかし確實です。  
だから老人は死ななくなる、しかし金  
がかかる。結核の場合でも、昔は憲酸  
コデインと健胃酸をまぜて飲ませた、  
だがならない、しかし、このごろは  
外科療法やストレプトマイシンで完全  
になおつておる、しかし非常に金がかかる。  
これは局長も御存じの、風立の  
第一病院の院長であった坂口教授は非  
常におもしろい比喩を語つておられ

る。これは皆さんも聞いてもらいたいけれども、昔の戦争は弓と矢だ、だから矢を弓につかえて撃つ、これは一人が当たるだけだ、しかし、当たつても完全に死はない、当たって死んでも一人しか死れない、しかし安い。だんだん進んできて、日露戦争になると、機関銃になつた。機関銃になると、一撃にたくさんのが殺せるけれども、これともかなり金はかかるし、殺すといつても一個中隊とか二個中隊に限る。今日の原水爆になつたらどうです。一発で何十万、何百万殺すといふ、そのかわり一発何百億かかる。これは、戦争の発達と同じじように、医学も的確に治療できるかわりに金がかかる。言いかえれば、もう千分の六十五というような保険財政ではやつていけぬところに来ているということを、これを認識しないというと、私は医療保障というものができない段階に来ていいる、そういうふうに思うのです。この点について局長はどう考えておられるか。

て、これは私どもばかりでなしに、物の本を読んでみますと、世界各国がやはりこれについては相當頭を悩ましておるようでございます。しかしながら、どうしても今国民が……今日のところでは、保険制度でもってこれをさらに充実をはかっていく。どうしても保険制度をやつていけない、とこどんまできたかということもつきましては、まだ私どもとしては疑問があるのですがございまして、まあ片一方におきまして、私はもはただ漫然と日常生活を行なつていて、病気になつたからといってお医者さんに行き、保険で見てもらうとか、どうのこうのということではなくて、それよりもやはりお互いに日常生活における衛生の知識の向上とか、あるいはそういう方面的活動あるいは環境衛生の充実というものによりまして、かからなくても済むものはかかるしないで、そして健康を保持していくということに力を入れるという余地も、また先ほど御指摘もちょっとあつたかと思いますが、私はあるのじやないか。そういうような点を考え、なほ今日の財政のワクの中で、これはやる余地が私はあると存するのであります。で、千分の六十五というワクでやっていけないということで、これをどうしても上げるというようなものが世論になつて参りますならば、上げるということも私は必要であらうと存じますが、今日の段階におきましては、なお今料率の範囲といふものは国民負担としてはそう軽い負担ではないし、これをさらに上げるというよりも、さらに今日の料率の中において、先ほど申し上げたような合理化すると申しますが、あるいは効率的な運

當をはかると申しますか、そういうよ  
うな面に努力いたしますことによりま  
して、そして新しい医学、医術の進歩が  
取り入れられるようを持って参るべき  
段階であろうかと、かように考えてお  
ります。もちろん國いたしましても、  
この保険の財政とそれから医療の水準  
とのこの調整のために國としてもこ  
れ入るべきことは私は当然だと思うの  
であります。そういう面につきまして  
は、これは私どもの力がまだ足りない  
ということに相なりましょうが、國家  
からもう少してこ入れていただきたい  
いきたいものだ、こういうふうにも  
考えておるわけであります。そういう  
ようなもろもろの努力をいたしまし  
て、なつかつどうにもならぬという場  
合におきまして初めて国民も、この料  
率を、千分の六十五なり、六十という  
ものを引き上げるということについて  
もあるいは賛同してくれようかと存じ  
まするし、また場合によりましては、  
もう先刻御指摘のように、こういう保  
険というシステムではいかんから、思  
い切った他の根本的なものを考えるべ  
きじゃないかというようなことも出  
来るかと考えるのであります。くどく  
申し上げて恐縮でございますが、私  
は今日の段階におきましては極力制度  
の運営の効率化をはかり、同時にまた  
国の財政でもこ入れてもらうところは極  
力でこ入れてもらうことによりまして、先ほど来御指摘の医学の発  
達なんというものを極力保険に取り入れ  
るよういたしたい、かように考  
えておる次第であります。

○坂本昭君 簡明な御答弁を得たいと  
思います。從來の保険財政では医学の  
進歩はまかなえないということを第一  
点として私はお尋ねしている。その点  
についてはほぼ局長も認めたと思いま  
す。あと具体的なことについては私は  
触れておりません。料率のことなどを  
いうことについては私は今触れてお  
りません。

第二点は、社会保障の近代性、特に  
資本主義社会における意義、まずこれ  
をどう考えるかということです。厚生白  
書の第二回、これに当時の堀木厚生大  
臣がすでに名言を述べておられる。「近  
年わが國の富の生産には目覚ましいも  
のがあります。これらの富が有効に再  
分配されることによって、社会のひず  
みが是正されてゆくのであります」が、  
このために近代国家の発見した方法が  
社会保障であり公衆衛生であります。」  
ちゃんとこう堀木厚生大臣はすでに三  
十二年に指摘している。私はなお直接  
本人に聞いたら、これはおれが書いた  
と。どうなんですか、たくさん局長さん  
がおいでなんですが、ほんとうに書い  
たんでしようかね。堀木大臣は、これ  
はおれが書いたと、おれの文章だ、お  
れはそういう考え方を持っておると。私  
は実は見直したのです。こういう厚生  
大臣なら長い間聞いてもらつたら  
い。その後はそのひずみを是正するた  
めに再分配はなかなかされいない  
と思うんですね。ただそれから、この  
中には——第二回の白書の二十四ページには、「所得の再分配が後進国にお  
いては、高所得層に対する高度の累進  
課税と低所得層に対する無償サービス  
(公的扶助)という二本の太いパイプ

を通じて活発な所得再分配を行、財政による所得の均等化がはかられていたのであるが、後進国においては累進課税も公的扶助とともに未発達である。」なかなかいいことが書いてある。

さらに、こまかいことは申し上げませ  
んが、第三回の白書の中に、このとき  
は橋本大臣であります、橋本大臣の  
ときには堀木さんのようなはしがきは  
書いてありません。が、この白書の中  
にはもつと具体的に再分配のことにつ  
いて書いています。「高率の所得再  
分配を行うことの社会的な効果に大い  
に期待が寄せられる」、そうしてこの中  
に幾つかのことが書いてあります。  
二点だけ申し上げると、一つは、「社  
会保障制度全体を経済的に見れば、  
所得の流れの方向を変化させる一つ  
の再分配機構を考えることができます  
る」、非常に明確な考え方方が出ており  
ます。それからもう一つは、「社会保  
障の経済効果は、その景気調節的機能  
である」というふうに、まだあとい  
うなことが書いてありますが、非常  
に重大なことが指摘されている。最初  
に保険財政のことについて触れました  
が、この所得の再分配と社会保障とい  
うことについて、局長はどう考えてい  
ますか。

○政府委員(太宰博邦君) 先ほどお読みになつた堀木大臣のおっしゃった通り存じます。

○坂本昭君 もう一ぺん堀木大臣をお読みになつた方があつたかな。

○政府委員(太宰博邦君) 堀木大臣です。

○坂本昭君 太宰局長が當時どうも書いたらしいと思うんですが、これはどう

も私はあらためてここでこの当委員会  
としても確認しておく必要があると思  
うんです。つまりここで問題点は、医  
療保障は現在の保険財政ではどうい  
うことです。つまりどこまで来てい  
やり切れないというところまで来てい  
るということを一点確認することと、  
それからもう一つは、資本主義社会に  
おける社会保障というものの完成は率  
の高い所得の再分配にある。こうい  
うことは一つ確認をしていただきたいと  
思います。で、そういう点で肝心の大  
臣がおらぬから、これは何なら与党の  
社会保障の責任者でもいいですよ、今  
回の三十五年度予算の中で一体今の二  
点だけ申し上げると、一つは、「社  
会保障制度全体を経済的に見れば、  
所得の流れの方向を変化させる一つ  
の再分配機構を考えることができます  
る」、非常に明確な考え方方が出ており  
ます。それからもう一つは、「社会保  
障の経済効果は、その景気調節的機能  
である」というふうに、まだあとい  
うなことが書いてありますが、非常  
に重大なことが指摘されている。最初  
に保険財政のことについて触れました  
が、この所得の再分配と社会保障とい  
うことについて、局長はどう考えてい  
ますか。

○政府委員(森本潔君) ただいま御指摘の点でございますが、最近におきま  
しては、御存じのように、一つは各種  
社会保険におきまして、それぞれ高率の  
補助を適用しておる。一例をあげます  
と、たとえば国民健康保険におきま  
しては、従来の予算補助のものを二割五  
分の高率補助にいたした、かような点に  
おきましても若干率補助の引き上げをいたしま  
す。それからそのほかの点に  
おきましては三・一%、本年度に

おきまして三%の引き上げをいたしました  
と、これでござりますとか、これは昨年  
度におきましては三・一%、本年度に  
おきまして三%の引き上げをいたしました  
と、これでござりますとか、これは昨年

病手当金の従来医療給付の二割五分で  
ございましたのを三割に引き上げると  
いうような例、そういうような、法律  
上の制度としまして引き上げましたの  
はこの二つかと思います。また、政府  
としては補助率はそのままございま  
すけれども、被保険者の伸び、あるいは  
は医療費の単価増、これらの方にから  
みまして国庫補助金が相当多額に出て  
おる、こういうことだと思います。

○坂本昭君 金額を言って下さい。

○政府委員(森本潔君) 金額はあとで  
ちょっと申し上げますが、これが一つ  
でございます。それからもう一つの大  
きな点は本年度より施行になりました  
国民年金の制度でございます。ことに  
この福祉年金の制度の創設でございま  
す。これなんとかはただいま御指摘にな  
りました所得再分配の制度としての画  
期的なものであろうと考えておりま  
す。なお、それから米年度から実施い  
たしますところの拠出制年金におきま  
しても、御存じのように、保険料拠出  
額の二分の一相当額を国庫負担する  
ことになつておる。これも制度的に  
はつきりいたしておるわけでございま  
して、この二つが大きなものだと思  
います。それからなお低所得者対策とい  
うことで、生活保護の保護基準の引  
き上げでござりますとか、これは昨年

おきまして三%の引き上げをいたしました  
と、これでござりますとか、これは昨年

&lt;

金、これらにおきましてもそれぞれ増額をいたして参つておる。その他ございましょうが、おもなものにつきましては大体以上のことと言えると思ひます。

○坂本昭君 あまりほめない方がいいと思うのです。大蔵省の担当主計官が来ておりますし、これだけのことをやつたといって、これが所得再配分のどれだけの効果があるか、何なら一つこれは計算し直していただきたい。大臣の効果はないですよ。これぐらいのことは、これは堀木大臣を何なら証人として呼んてきて、おそらくおれの大蔵のときの方がもっとよかつたと言ふかもしれません。

○坂本昭君 でもうちょっと具体的なことについて、私はどうしてもこの医療保障、ほんとうに医療を保障するために現段階では内容を充実していくことだと思います。確かに形式は整つてきるが、先ほど来問題になった千分の六十五の比率の問題について、あるいは被保険者に対する対応で、あるいは被保険者に六十三に下げ、これで幾ら一体浮くのですか。たとえば企業主に対しても雇い主に対して、あるいは被保険者に対する対応で、幾ら浮くか伺いたい。

○政府委員(太宰博邦君) 明年度の見積もりといたしまして二十六億の額になるのです。これを労使が折半いたしますから、それ十二億ずつになります。

○坂本昭君 そうすると、まあ返してもらつた労働者の側でいえば、多分一人十三、四円でしょう。たばこ三本か四本ぐらゐのものだと思います。従つて今度は患者さんの、今やつているこの前の健康保険法の一部改正以来の患

者一部負担ですね、あの一部負担の金額は一体幾らになつていますか、法改ます。正後の負担増。

○政府委員(太宰博邦君) 一部負担の増額でございますね、増額はこれは三十二年の七月からたしか実施をいたしましたので、三十二年度としては六億五千七百万円、三十三年度では九億九千百万円、三十四年度では、これは見込みになりますが、十一億八千五百万円、こういうようになっております。

○坂本昭君 そうしたら、これはもう委員会にておられる方、皆さんお気付きましたが、今日九億から十一億、大体十億程度の一部負担、費用の負担で現段階では内容を充実していくことだと思います。確かに形式は整つてきただと思います。それは保険の当然の建前になつておる、しかもそれは保険財政のワクからいっても二十六億あるのですから、これで十分見得る。見得るにもかかわらず、それをやめて一部負担を残している。これだから、その筋からいっても、これは後退ではありませんか。私はわち六十五まで上げました。これは上がりにかかるべきことになつております。従いまして、これは若干でもゆとりを持たしておいて、そして調節弁としての役を果たさせたい、こういうことがねらいであります。

○政府委員(太宰博邦君) 一部負担の制度は健康保険の制度、これは多數の……、先ほど御指摘の経済単位ですか、平たくいえば被保険者になる人の前の健康保険法の一部改正以来の患

ちがそれ毎月何がしかの金を掛けます。従いましてこのことでございます。第一部負担制度は、私どものはただ保険財政の面からだけで考えておりません。制度全体が健全に運営されていくと同時に、被保険者相互間のバランスというのもも考えて参る、それは当然づきになつたと思うのですが、今の局長のお考えでいたとしても、医療保険というものは医療の保障ではなくて、医療費の補償をすることだ、そういうふうなところに相なります。とにかくそういう建前からこの法改正をいたしましたが、まああの程度のことならば皆さん回り回つて保険財政に影響してくることにも相なります。とにかくそぞく、まああの程度のことならば皆さんに納得していただけるといふようなことで、これを実施いたしたわけでござります。しかもこれは政府管掌の健保

保険だけの問題ではございませんで、各種の医療保険に通ずる全般的な問題でございます。従いまして今回の健康保険、政府管掌の考えは政府管掌といふべきで、この料率を若干引き下げたしまして、この料率を若干引き下げて、御承知の通り恒常率といふものが千分の六十でございます。その前後に五ずつ厚生大臣の権限として、そのとおりに公表する。それで、この料率を若干引き下げができるようになつております。今日はそれが緊急分の満度まで、すなはち六十五まで上げました。これは上がりにかかるべきことになつております。従いまして、これは若干でもゆとりを持たしておいて、そして調節弁としての役を果たさせたい、こういうことがねらいであります。

○政府委員(太宰博邦君) これは一部負担の問題は、全般に通ずる問題でございますから、これはこれとしまして今後ともその一部負担を何とかよくするというようなことについて検討していくことにやぶさかでない

わけでございますけれども、政府管掌のものとはこれは違いまして、全般に通ずる問題であるということを申し上げておきます。

○坂本昭君 あなた、一体国民のためにはやつてゐるんか、法律のためにやつてゐるのか、あるいは財政のためにやつてゐるのか。これは、先般米厚生省の行政については非常な批判が強まります。それからまた、御承知の通り入院料になりますと、今月一ヶ月一万円をこえるような状況でございます。そういう中で、入院しておりますと、入院中の食費まで全部保険で支払われる。ところが、たまたま病院がないために、自宅で療養します。そういう中で、入院しておりますと、入院中の食費まで全部保険で支払われる。ところが、たまたま病院がないために、自宅で療養します。そのためかとすいぶんたかれているはずです。今のようなあなたの考え方なら、名前も保険財務局長として、大蔵省にいらっしゃる。あとの財政については大蔵省にまかせたらいいです。少なくとも厚生行政をやる責任の局長ならば、あくまで国民の医療という立場でやってもらいたい。あなたの任務じゃない。もっと国民のためということで、少なくともこの省にまかせたらいいです。そんなこと

はあなたがやるべきことです。そこまでございまして、あなたは云々のためといふことで、少なくともこの省にまかせたらいいです。そんなこと

においても、その利益を受けます。そこで、あなたがやるべきことです。そのためといふことで、少なくともこの省にまかせたらいいです。そんなこと

るわけで、それで先般の改正にいたしましても、いろいろ国会の御意見等も挙げたしまして、現在のように初診を若干上げる、それから入院の場合に一ヵ月間に限つてと、こういうふうに改正いたした次第でございます。

○藤田藤太郎君 関連。ちょっとと今話を聞いてみると、私は理解ができないんですかね。今の言葉の端に、医療を受けるから受益負担だ、この前のこの法律の一部改正のときに大問題になつた。これが今局長の口の端から出てきたわけです。問題は、三十二年まではこの料率の操作によって健康保険は、本人は無料、家族は五割給付、この家族の五割給付を、本来なら一〇〇%にしていこうというところに私は医療給付の根源がある。国民健康保険でもそういう無理をして、東京都は七割九分までやる。国民の願つていることは、保険制度ならば、一応これを認めるとして、能力に応じて保険料を支払えば、病気になつたときに、また健康の保持のためにその制度で完全になおすといふところまでいかないかねというのが本来の姿だと思う。健康の人と、それから、多少からだの悪い人が保険料を払つておつて、多少からだが悪くなつてお医者さんにかかるから、この人は得したなんていうような一部受益負担的な考え方方が今の国の中にありますか。とんでもないことを言つたら困ると思うのだ。私はそんな考え方を、あなたの保険行政を持ってもらつたらとんでもないことだと思います。あのときの法改正の趣旨は、政府も管掌の健康保険に赤字が出た、政府も三十億出すかわりに何とか一部負担は、この幾らか料率の問題は今さわれ

ないから、千分の六十五以上に上げ得ます。いい状態にあるから、何とか見てももらいたいという一点で、この委員会であなた方は主張したのじゃないか。われわれは反対しました。むしろ所得の再分配といいますか、そういう建前で私は国の補助をふやして、一部負担はどうしても納得いかぬということでやつたはずですよ。まあ、われわれは反対しますけれども、この法案は通りましたけれども、それをまるで受益負担の要素があつたりまだというようなものの考え方で保険行政、社会保障をうしろさがりするのですか。とんでもないことを言つてもらつたら困ると思う。僕はここで二十六億を二%下げることと、二十六億、保険のやつは十億じゃないですか。その三十億の、政府が毎年二十九億保証して出しますということの金はやめたじゃないですか。今年の予算見ただつて五億じゃないですか。それでよ、それは保険財政が医療制度とか、給付制限やなんかいろいろ理屈づいて黒字になつた。黒字になつたからといって、とんでもないことだと思うの第一番にとるべきものは、一部負担じゃないですか。これは受益負担じゃないですよ。そんなものが保険料を払つておつて、多少からだが悪くなつてお医者さんにかかるから、この人は得したなんていうような理論がありますか。それをほつきりしてもらいたいと私は思うのです。僕はほんとうにそういう考え方はけしからぬと思う。

○政府委員(太宰博邦君) 先ほど私がお答えした中に利益を受けるというような言葉を使つたと思うのです。その点はどうも私もあまり適当だと思っていました。從来適当な文句がないもので

すから、そういう保険の恩典を受けるということを、そういう表現使つたことは訂正いたします。

そこで、しかしながら、この、私どもは、これは単なる財政対策だけだとおもておらないことで、これはやはり今日のような、いわゆるお医者さんと患者との間に医療の方はお願いしたい。それで、被保険者十割、こういうような保険のからくりの、仕組みの時代におきましては、やはり制度の運営を健全に維持して、そうして保険全体として高い率の保険が給付される、こういうような立場においては、私どもは必要なものだと、かように考えておりました。前の改正時に、国会において政府側の御答弁もたしかそういう線で申し上げております。

○藤田藤太郎君 あの当時の議事録を引っぱり出して私は議論したいと思います。しかしながら、これだけ強く言っておきます。それは考え方、私はそういう御意見も確かにあつて間題にします。私は関連だから君の質問時間ですから、関連だからこそ、これは単なる財政対策だけだとおもておらないことで、これはやはり今日のような、いわゆるお医者さんと患者との間に医療の方はお願いしたい。それで、被保険者十割、こういうような保険のからくりの、仕組みの時代におきましては、やはり制度の運営を健全に維持して、そうして保険全体として高い率の保険が給付される、こういう立場においては、私どもは必要なものだと、かように考えておりました。前の改正時に、国会において政府側の御答弁もたしかそういう線で申し上げております。

○政府委員(太宰博邦君) 受益といふとて問題になります。私は関連だから、これが社会党ばかりではなく、自民党の、与党の方々も、その一部負担の問題について受益負担なんということを考えます。しかし、一部負担のもののは、こういうことはどうですか、老齢年金の考え方も出てきた、福祉年金の七十才以上の制限という考え方も出てきました。一つ、保険と年金との考え方を混ぜて、たとえばね年寄りは六十才以上の人の場合、国保でも被保険者には全部百パーセント給付にする、これは年金の考え方やら保険の考え方やらが一緒にやっております。これは六十才以上としても七十才以上としても、場合によっては、あなた方八十才以上にしておられます。そういう考え方を作ることで、あるいは子供の場合五才以下、小学校は今度学校安全会法ができました。これでも半分です。しかし、これでいいとして、五才以下の子供は全部百パーセント給付する、これはもう必ずしも老齢年金とだけの関係ではありません。これは御意見でありますから、この程度にしておきたいと思います。これは御意見でありますから、この程度にしておきたいと思います。これは御意見でありますから、この程度にしておきたいと思います。

○坂本昭君 今の問題は、これだけで日の制度のもとでは、私いたしましては、やはりこの程度の一部負担制度で別に反対しないと思う。こういう面でそろばんはじいたことがあるかといふべきでもいいと思つておきます。

○坂本昭君 今の問題は、これだけで日の制度のもとでは、私いたしましては、やはりこの程度の一部負担制度で別に反対しないと思う。これは御意見でありますから、少し論旨を進めたいと思う。今の問題、保険局長の問題ですが、さらに年金局長などに問題ですが、厚生省全般に關係してくる問題であります。それはいつも保険財政のワクにとらわれておつて、ほんとうの国民の福祉、国民の医療、国民の所得ということが理由なら私はわかると思う。政府が三十億出すという約束をほこにしてい

うのです。これは私は例として一つ提案しますから、老人の場合六十才以上全部医療給付を百ペーセントするとした場合に、國保あるいは健康保険の家族の場合どれくらいのものが出るか、七才以上にしたらどれくらい出るか、十才以上にしたらどれくらい出るか、あるいは赤ちゃんの場合、こういうそろばんを私ははじいてもらいたい、そうすれば、これは与党、野党を問わず、厚生省のために推進するのにやぶさかではありません。こういう計画があるかないか。これは保険局長並びに年金局長にもみな関係してくると思いません。むしろこれは厚生大臣や次官に聞きたかったのですが、一つ官房長や各関係局長から意見を求めるたい。

○政府委員(太宰博邦君) 私どもは、今の医療保険なら医療保険それ自身でもちろん満足しているわけではございませんし、先ほど冒頭申し上げましたように、皆保険になりまして、内容をさらに充実していく、同時に各制度間の調整もはかっていく、そういうことを從来以上に強力にやらなければいかぬということで、実は今基本構想につきましても、御承知の社会保障制度審議会にも諮問しているようなことでございます。当然今後そういうばらばらにあるいは発達してきたと申しますか、こういうような各種の制度の間に均衡のとれたものにして、そうしてそれが全体の上に立って内容を充実していくということを考えなければならないかぬ、そのためには、いろいろ検討せねばならぬものがあると思います。これについては、今後精力的に検討して参りたいと思っております。御指摘のよくなことも一つの確かに考え方であります。これは一つ検討させて

○坂本昭君 大体、検討々々ばかりで  
はだめですよ。大臣のようなことを  
言つてもらつたら困る。局長になつた  
らもう少し具体的に計数をはじいて、  
そうしてこれは与党、野党にも出して  
もらつたらみんな一生懸命やります。  
どれやつたつて選挙にはプラスなんで  
すから、加藤委員長は一生懸命やるだ  
ろうと思います。そういうことをやら  
ぬで、ただやたらに一部負担を増すと  
いうようなことばかりやつておつたの  
ではちつとも進まない。大体私が見る  
ところ、日本では社会保障について個  
人負担が多過ぎるということなんで  
す。国民党っての日本なんですね。だ  
から、国民が健康でびちびちしていいる  
ときに、日本自体が健康でびちびちし  
てくるのであって、今の国庫負担のこ  
とについても、たとえば国庫負担インギ  
リスは八〇%、フランスが四〇%、ス  
エーデンが五七%、デンマークが五  
四%、ノルウェー三〇%、フィンラン  
ド四七%，これにまだ地方の負担が  
つきます。地方の負担を合わせると  
スエーデンで八六%，デンマークが八  
五%，日本の場合は国庫負担は三十三  
年度でしたが、一七%，大体最近はこ  
まかく計算してないけれども少し上  
がつてきていましょう、二〇%ぐらい  
に。その中で今の国民健康保険二五%  
になつたということは、これは私は非  
常にいいことだと思います。大いに支  
持します。さらにもつとこれを引き上  
げていきたい。で、たとえばこういう  
ことを言うと、厚生省の方では二日目  
には金がない、金がないといわれる。し  
かし、私は金はあると思うのです。特に  
神武景氣以来だいぶあり余ってきてい

る。特に岩戸景氣以来去年のようにな  
三%の経済成長率という世界的な成長率  
をしておる。だから、金はあるのですよ。  
ども、大したものですよ。大蔵大臣の  
招待のときにはナイト・クラブへ連れ  
て行ってストリップを見せるそうです  
よ。厚生大臣は見せない。厚生省には  
資料を出す金さえないという、そんな  
辯かなことないでしょ。社会保障に  
は、確かに金が要る。しかし、あなたが  
がさつき言つたように、受益者負担だ  
から本人に払えというふうのはもう  
過去の話ですよ。新しい社会保障の曲  
がり角にきてるのだから、保険局長  
がこんなことを言つておつたのでは厚  
生行政は、伸びこないのですよ。む  
しろ厚生省をつぶしてしまっていい  
と思う。私は、受益者の、本人の利益  
は同時に国民の、国の利益じゃないで  
すか。金はあるのですよ。きょうは太  
蔵省主計局が来ておられるからあとで  
お尋ねしますけれども、たとえば租税  
特別措置法、一体あれどのくらい措  
置されているか、昭和三十三年度に  
いてかなりこまかいそろばんをはじい  
てみました。全部で八百七億程度の租  
税特別措置による措置が、これが昭和  
三十三年度で八百七億、このうち法人  
関係分が四百四十二億、個人関係分が  
三百六十五億、個人関係分の中には保  
険局に関係のある社会保険診療報酬課  
税の特別措置もあります。あるいは保  
米を供出したときの農民に対する租  
税措置もあります。しかし、大体過去半  
年の実績を見てくると、多いときには保  
税の特別措置もあります。あるいは保  
米を供出したときの農民に対する租  
税措置もあります。それから赤坂のナイト・  
クラブにも、僕は行ったことないけれ  
ども、大したものですよ。大蔵大臣の  
招待のときにはナイト・クラブへ連れ  
て行ってストリップを見せるそうです  
よ。厚生大臣は見せない。厚生省には  
資料を出す金さえないという、そんな  
辯かなことないでしょ。社会保障に

る。近年やや減つてはきている、しかし、それでも四百億、五百億というものが位置されてゐる。こういう位置がいいでしよう。あつていいけれども、アメリカ、イギリス、日本と比べると、日本ほどあゝぎな国はありません。そして日本の場合は、終戦直後ならばまだよろしい、しかし、もうすでに十分資本が蓄積されてきている。だから、当然所得の再分配の場合にはこれを当然社会保障に回してもらいたい。堺木大臣はほつきりそういうことを言っておる。言つておるけれども、なかなかできぬというのは、一体これはどういうわけだ。私は、これはどうもあなたに聞いてもしよがない、大臣に聞こうと思っておるんだが、この大方針の特別措置をやめさせ、これを社会保障にくれ、そういうことを大臣に意見具申をする決意はありますか。

○坂本昭君 健康保険法の第七十条の三によって、先ほど藤田委員も指摘せられた政府管掌健康保険の健全な発達をはかるため、一般会計から補助金の繰り入れ、これは先ほど言われた通りですね。昭和三十年では十億だったのが、三十一年三千億、三十二年三千億、三十三年十億、三十四年十億、来年度五億、特に真に発展をはからなければならない来年を目途として国の補助金を減らしている。特にこの問題については、先般の健康保険法一部改正のときに岸総理からも約束をして、当委員会でも竹中委員が再三それを指摘している。にもかかわらず、あなた方はこの所得再分配ということは必要だといふことを認めながら来年度五億に減らしている。なるほど別の面では医療金融公庫の方に十億出ている。おそらくこの減らした分だけ向こうに回したのであって、私はこれはちつとも積極的な私的医療機関に対する金融政策ということには考えない。しかし、少くともこういうふうに一番大事な年度を控えて五億に減らした。これは最初からの約束と非常に違うと思う。これはあなた、局長としてどういうふうに大臣を補佐し、かつまた大蔵当局と相談を

してきましたか。

○政府委員(太宰博邦君) 政府管掌の事業費に対する国庫一般会計負担が五億に減つたことは私も非常に遺憾に存じておるわけであります。この点につきましては、私どもの政府部内の話になりますけれども、大臣もまた最後までいろいろ折衝に当たつていただいたわけでござりますけれども、政府全体でございまして社会保障関係でも相当地方に回さねばならぬ経費がある際はこれでしんぱうしてくれということがあります。この点については大へん御指摘を受けて私ども恐縮に存じておりますが、これはやはり国としてどうもならざるを得なかつたわけであります。この点については大へん御指摘を受けて私ども恐縮に存じては、私はまつともと二入れしていただきたいところだと考えておるわけでありまして、これは明年度以降にどうしてもあるいはなろうかと思いますが、さらに努力をいたしたいと思います。

加する見込でござりますし、三十五年

度におきましては、先ほどお話をありました六十五回から六十三への引き下げ等を考慮いたしましてもなお二十億程度の増加があるような状況でござります。一方、社会保険費全体から見ますると、国民健康保険の助成費は、御審

試したいであります子算にございま  
すように、前年に対して六十二億円の増  
度、日雇健康保険におきましても前年  
度に対しまして四億円の増というふうな  
に、かなり社会保険全体としての増加額  
が多うございますので、今申しまし  
てようこそ、勘定自体といたしまして収

支の梁的な勘定におきましては、その方を減額いたしまして他の必要な方に回したわけであります。なお、先生御公庫等も新設することになりまして、十億円の出資を国といいたしましてはいたしましたので、そういうことを勘案いたしましてやっているわけであります。

○坂本昭君 大蔵省の説明を求めます。

午後零時二十九分休憩

○委員長(加藤武徳君) それでは午前  
午後一時五十分開会  
に引き続いて会議を開きます。

午前中、昭和三十五年度の厚生省関係予算について質疑を行ないました。が、なお、本件について質疑の方の御発言をお願いします。

○高野一夫君 直接予算関係しゃありませんが、至急にただしておきたいといふよりは、報告を聴取しておきたいことがあります。それは先般私どもが

視察に参りました国立の予防衛生研究

所で、屠殺場における肉類について何  
か新事実が学問的に発見されたとか、  
研究されたとかいうようなことをち  
らっと耳にしたのでありますが、それ  
の概略、どういう事柄であるのか、一  
応公衆衛生局長から報告をいただいた

○委員長(加藤武徳君) ただいまの御質疑の点は、尾村公衆衛生局長ももちろん出席しておりますが、国立予防衛生研究所から寄生虫部長代理石崎技官が出席しておりますので御報告いたします。

○政府委員(尾村像久君) それではた  
だいま高野委員からお話しの、先般の当  
委員会で御指摘のありました病気につ  
きましての調査のことと概略申し上げ  
ます。いろいろ調査しましたところ、  
御指摘の病気はトキソプラスマ病の病

源体であるトキソプラスマのことですが、さざいまして、これは現在まで約十種類の動物がかかるておる原虫病でござります。ただし、これは人間にもかかるる病気で、人間に流行の程度は、調査いたしましたところ、昭和二十七年以

二月とそれから本年の二月に芝浦の屠殺場で豚から、一例は茨城県平磯から出ましたなま豚、それから本年二月のものは静岡県藤枝市から出ました一頭の豚から発見した当該病気でござります。これは屠畜検査を厳重にやっておりますので、直ちに発見いたしましたて、これは屠畜の規定に基づきまして、これは全部適切に処分をいたしました。ただ豚等にはこれは相当かかつておるといふいわゆる医学上の問題にも相當なつておることでございま

す。従つて、屠殺場での従業員等にこれが相当蔓延しているのではないかといふことが、これはやはり重要な問題でござりますので、その方面にも力を入れまして研究が続けられておりますが、この原虫は非常に弱いものでございまして、摂氏五十五度で五分間で死んでしまうというような弱力のもので、普通の食塩水に数時間入れても死んでしまう、こういうものでござります。ただ、これはチステを作りますので、芽胞を作りますとそれよりはるかに、一週間も生き延びるというような

性質を持っていますので、直接人間

からこれを検出するということはまず  
まちないと思います。むしろそれがか  
かったあとに多分不顕性のもので免疫  
を作るらしいということで、免疫反応  
が成功しております。色素反応と  
いっておりますが、幾つかの血清免疫  
反応が出て来る。これであります。

反応が出ておる。これでやれることは、大体今までの成績では、推定でござりますが、全国民の一〇%程度がかかるたか、あるいは病変を起こしたかどうかわかりませんが、不顯性のうちに免疫反応を起こしているらしいというところまでようやく類推研究が大体でき

ました。そうなりますと、この一〇%というと、日本人が大へんな数でござりますので、これがもし不顕性であるか従来の臨床症状ではわからぬが、もしからだの中に何らかの変化を起こしているという可能性性がありますと、明らかにこの症状を現わして、これによりまして不幸に死んだ人あるいは病理学的な今までの知見では、脳を侵すといふようなことが相当わかつております。このほかに肺炎症状、それから全身の各臓器を血中で増殖して侵すといふことがわかつておりますので、むしろこれはちようど脳性麻痺の原因として胎児中の水痘その他のヴァイーリルス性の母親の不顕性感染が原因しているのじやないかといふようなことが最近有力に言われ出しておりますが、これと同様な類推も立ち得るといふことになつて参りまして、いわゆる未知の精神薄であるとか、あるいは今、言いましたような脳性麻痺のような原因の一端を知らず知らずのうちにになつておつたのじやないかといふことも若干予知されますので、従つて、これは現実に

起こった伝染病としての病人は、将来もそれほど重要じゃございませんが、さような意味の不顕性を……、どうも免疫を作るからには、流行は相当人類にもありそだという点からの追究が非常に重要なあらう、こういうことでございます。そのほかに、もちろん獣類に相当な症状を、人間と違いまして起こしますので、畜産問題、それから人畜共通として獸の肉と人間との関連ということがやはり大事な点でござりますので、さような点で研究を進めておる、こういう状況でございます。従いまして、現在畜場でまず生きた獸を入れます場合には、必ず全部体温をはかっておりますが、これは必ず発熱を来たす動物の病氣でございますので、これをもって実は発見していく、これを嚴重にする。さらに肉、臓器を屠畜検査のときには、これはくまなくやっておりますが、この場合にこれを嚴重に間違いのないようやる、こういう指導はいたした次第でござります。従いまして、今後の研究を一そろ増す、こういうような現状にござります。

○政府委員(尾村偉久君) 大、ネコ、牛等ほぼ十種類の動物がいずれもかかつた症例も多数ございますが、このうち豚が今までの中で一番かかりやすい、こういうことでござります。ただ、いずれも動物にかかりますと発熱をする。非常な高熱を出しますので、屠畜場の第一の検査は、あすこに入りますものは、全部生きているうちに発熱検査を厳重にいたしておりますが、これは一番かかるおれば見つけやすいものです。従いまして、生畜を屠畜場に入れましてやりますと、いわゆる屠畜場では、これはほとんど見のがしが少なくて、なおそのほかに少しでも、高熱ではないが発熱のおそれのあるものは、屠畜場で、必ず検査方式として血液をとりまして、保存して顕微鏡検査をすることになっておりますが、これで疑わしいもののうちから発見をする、こういう状況でございまして、今度もそういうことですから、これはわかります。從来は、そういう形ではいろいろな病気が発見されますが、これはなかったということをございます。なお、内臓、臓器にまで病変を起こしておる、しかも生きたまま搬入されておるということは、少ないことでございますが、そういう場合には、規定でありますように、臓器は必ず屠畜検査をしておりますので、それで発見されるものは問題ないかと思いますが、ただ問題は、外国から肉になつて輸入されるもの、これは屠畜場は通過いたしませんで、いわゆる輸入食品検査でこ

れを検査いたします。従つて、これは、すでに死んでおりますが、肉の方は、今まで死んでおりませんが、肉の方をくまなく検査するということです。ございまして、これは向こうでも屠殺前に、日本以上にやはり今まで関心を持つておったものでございますので、日本よりも検査が甘くなつて、ひそんで入つてくるということはまずまずないと思われますが、しかし、こういうことが今までよりわれわれの関心を一そう引きましたので、輸入検査のときに嚴重にこれをやるということを指導を始めております。

○高野一夫君 一つ希望だけ申し上げておりますが、実際問題として、屠殺場で、かりに熱が非常に高いものなんかこれはわかるかもしらぬが、まだ発病直後ののようなことで、わずかしか熱が出ないというようなこともあるでしょうし、そうして、ああいうふうに非常に忙しいときには、全く屠殺に追われているという状態で、血液をとつて検査をして、その結果を待つてから屠殺するというようなことは、はたして行なわれるかどうか、そこぶる問題だと思いますのです。従つて、この際一つ厚生省から、早急に全国の屠殺場関係に對して、この発見といいますか、防止に全力をあげるべきであるといふ指示を出していただきたいと思います。

それからもう一つは、カン詰類、外國から来る肉類の食品関係、これに対する検査はどういうふうにされるかわかりませんが、これも通産省関係と連絡をおとりになつて、十分厳密に、今度どしどしぶらくの間少なくとも

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。  
○委員長(加藤武徳君) 速記を起し  
て下さい。  
〔速記中止〕  
○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記を終ります。  
○委員長(加藤武徳君) それではただいま高野委員からの質疑がございまして、午前に引き続きまして、主として予算に関連する事項についての質疑を続行いたします。  
○田畠金光君 予算に関連して、私昭和三十一年の法律第百九号引揚者給付金等支給法についてお尋ねしたいと思つておりますが、大臣に一つ十分認識してもらつて、厚生省並びに政府の方針を承りたいというのが質問の趣旨でございますけれども、本日の質問の内容については、政務次官から大臣につきお伝え願いたいし、また、適当な機会に大臣の見解、方針を承りたいと考えております。  
最初数字的な問題になりますので、援護局長にお尋ねいたしますが、この法律に基づく引揚者給付金支給の事務処理状況は、どのように進捗しておりますかということです。最近の、たとえば

○政府委員(河野錦雄君) お尋ねにございましたように、引揚者給付金等支給法が昭和三十二年にできたわけでございますが、年度の途中から實際の事務が始まつた等の関係もございまして、当初、準備等に相当手間取りまして、すべり出しが若干おくれたような事情にございました。その後馬力をかけまして、だんだんと事務の正常化をはかりまして、現在では大体スムーズに動いておる、こういうふうな実情にござります。

お尋ねの数字の点でございますが、まだ一月末の集計がそろつておりますので、昨年末、十二月三十一日現在の数字を申し上げることによって御了解を得たいと思うのでありますが、昨年末で認定いたしましたのが三百七十三万九千人余りでございます。国債が出来ますのが若干おくれますので、それに相当する金額が必ずしもはっきりいたしておりませんが、同日付で国債発行しておりますのが二百六十四万一千六百七十五万円でございます。これに相当する金額が三百八十三億六千百万円ばかりでございます。この数字から推定をいたしまして、昨年十二月末の認定人員に対する所要額、これも推算いたしますと、約四百億程度でないか、かようになります。そうします

と、今年の五月の十六日までに、当局としてはほどの程度の申請件数がある、そしてまた、それに見合う国債の発行というものをどの程度に見積もっておられるか、それを一つ承りたいと思います。

すものが時効がきてもまだ相当あると  
いうふうなことから考えますと、引揚  
者給付金の方もこの五月に大多数の人  
の時効の時期が参るわけでございます  
が、それで事務が終つてしまつわけ  
じゃございません。そのときに受け付

いと、こう見るわけで、しかし、たとえ  
くまなく手続はとられたとしても、五  
百億に対してはある程度の余裕が残る  
と、こう私は見るわけです。厚生省  
当局の方で、なおかつ、まだ今後予  
される申請案件に対して、申請件数に

余裕が出てくるのじやなかろうかといふうふうなことも全然ないということは申せないと思うのでござります。だけれども、じゃ、どのくらい残るか、あるいは確実に残るかといふうにいわれますと、ちょっとその点につきましまりますと、これまでのところ、元ほどある

です。そういうような事情を顧慮いたしましたときに、この法律は、この際第十八条を改正して三年を二年延長する必要があると私は考えますが、この点あなたとしてはどうのようにお考えであるか。また、これらの問題について大至等お話をなさつたことがあるので

○政府委員(河野鐵雄君) 最初にちょっと法律の性格でございますが、たまたま限立法という御質問ございまして、お話しのこの五月に期限が参るのがござります。それより効力でございまして、

けたものは全部その後に処理をすると  
いうふうなことになりますので、なか  
なかこの見通しがつかめませんので、  
今後の見通しについてのお尋ねがござ  
いましたけれども、この点はちょっと  
もうしばらく時間をかしていただきたい  
かようご存する次第でござい

対して、見通しをもつてないよううございますが、これは、この一年間なら一年間の動きを見るならば大よその見当はつくものと、こう考えるので、厚生省の方で試算ぐらいはしておられると思うのですがね、どうなんですか。

○田畠金光君 今の大正の三年のことと、私特に厚生省当局の意見を承つておきたいと思うのですが、地方に参詣を得たいと思います。

大臣等とお話ししたこと、なかなかあるかないのか、大臣はこれらの問題を承知をしておられるかどうか、あらためて別の機会に大臣に承りたいと思いますが、まあ責任者のあなたに一つお聞きたいと思います。

この五月になつたら、この法律がなくなるといふ趣旨のものではないのですが、さいます。時効は個々の人に進行いたしますので、たとえば法律ができたあとに帰ってきたという人がござりますれば、その帰ってきたときから三年間申請ができるわけでございます。そういうふうな意味で、この事務は先細りではございませんけれども、まだ相当先まで残るわけでございます。そういうふうな事情がございまして、いろいろ効も参ります人が多数ござりますので、事務の見通しというものをしておきたいと思っていろいろに推算をしております。ですが、なかなか的確な見通しが立ちにくいので、正確な数字を申し上げることでできまんことを御了承いたいと思いますが、たとえば昨年あたりにいふとおりに参りましたのでございますが、時効が参りましても、その後に相当初度裁判の申請がでております。いろいろ書類を整えたりなんかする関係で、上町村のところでも相当手間どるようちよつとあります。ケースもあるわけでございます。そいつしたことで、まだ初度裁定になりま

○田畠金光君 私も思い違いをしておりました。しかし、時限立法でなくして、第十八条に基づく三年の法律時効の問題について実は申し上げたかったので、ちょっと訂正をおきますが、そこで、私の方でお尋ねしたいことは、この法律を出されたとき、厚生省当局としても、その当時の厚生大臣の趣旨説明を見ましても、大体遺族給付金あるいは引揚者給付金、この二つの支給件数を三百四十万円と見、これに見合う国債発行総額を五百億と予定されているわけです。先ほどの説明によりますと、認定人員が二百七十三万九千九十七名、こういうことになつております。まだ相当数が申請していないあるいは申請漏れであるとか、あるいは申請の準備中であるとか、また、この法律の手続は非常に複雑であり、証明が必要とする関係上、諸方面に問い合わせる方には苦労しておると判断するわけで、公債発行額に上つておりますが、さうだ相當数の人が手続を終わっています。

○政府委員(河野鋼太郎君) 先ほど認定書の件数を申し上げましたが、当初法律ができますときに、大体予想した人員、ただいまお話をもちましたように、三百三十七万人口ばかりでございまして、三百三十七万人口ばかりでございましますと、三百万をちょっと上回りますが、十二月までに受け付けた数で申しますと、これが非常に長期間の事務でござります。これが非常に長期間の事務でございますと、推定が非常にしやすいのでございますが、時効が参ると申しましても、二年半ばかりのことです。失權までの間にも申請のところがないようないふうなことがありますし、それから時効がかかるといふことで、各府県を通じまして、相当P.R.をやつております。今までよりは若干上回った申請が出てくるのではないかというふうなことを、いろいろな要素を考え合わせますと、なかなか的確な判断ができるのではないかと思います。申しわけなく存じておる次第でござりますが、いろいろやり方によつてあるのは若手の憾に思ひますし、また、申しわけなく存じておる次第でござりますが、いろいろやり方によつてあるのは非常に

りましても給付金の手続が非常に繁雑で、請求書類を整えるのに予想外の手数や時間がかかるなかと思うようになります。これは当事者だけでなく、関係当局も取り扱い者もこれは認めておるので。これは厚生省としても十分理解しておられるものと考えておりますが、そこでこの際、三年という時効がそういうようなことでもう目前に迫ってきており、相手の方が該当するのではなくうかと予測されるわけで、この際、この期間を二年くらい延長して、三年を五年までの期間にわたり配慮がこの種法律の運営を全うするために必要ではなかろうか。ことにあなたも御承知のように、引揚者問題の在外財産処理については、総理府に在外財産問題審議会も置かれて、半年にわたり御検討の結果、この答申を得て、ときの鳩山内閣閣僚のときにこれができたわけでございまが、あの審議会における、在外財産の方々も納得していないと判断する

に繁雑ではないかといふ御批判は、ことに法律が出ました当初各方面から非常にいたいたわけでござります。私もどももそれ以来いろいろな内容を検討いたしまして、事務の簡素化に努めて参つておるわけです。当初は見通しも非常につきかねる、実情についての目を通しもはつきりしない面がございまして、大体問題のないところから処理をしていく、問題のあるものはこれはあと回しというふうな処理のやり方をいたしましたので、中には相当申請してから時間がかかったという人が多かつたと思います。その後だんだんに実績的に合うように事務の処理のやり方を変えて、現在ではそれほど多くの御批判もいただいておらないのではないかと見えまして、どうかというふうに考えておるわけです。

ところで、この時効の問題でござりますが、本来時効という性格から考査しても、これを延ばすというのはいかがというふうに私ども考えておるわけです。それぞれの制度にそれぞれの実態に応じたバランスをとった時効制度というのがございますので、一つづ

延ばすといふことはほかにも非常に大きな影響を及ぼすことございまして、弘島も不勉強のせいかどうかと申す御答弁を申し上げておる次第でござります。○田金光吉 あなたの説明は、そりやうございません。

思いますが、時効を延ばしたものでございまして、實は聞いておらないのでございません。むしろ時効を延ばさないでどういうふうに処置をするかということに対しておるわけでもございます。先ほども申し上げましたように、時効によって失権者が出ると、いうことは残念なことだと思いますので、そういうことのないように一方で十分PRする。この点につきましては、昨年来各府県を通じまして相当にやつておるつもりであります。昨年遺族援護法の時効が到来いたしました際にも同じようなことをやつたわけです。それにならいましてP.R.を一方においてやつておるわけですが、そこもまた、その方もまああるわけでござりますが、そういう方々につきましては、書類が不備であつても受け付けだけはするようになります。受け付けさえすれば時効は中断されるわけですが、いかでござります。これはまた、遺族援護法の際と全く同じ扱いを考えておるわけでございます。受け付けさえすれば時効は中断されるわけですが、いかでござります。その後に不備があれば直していくべきでござります。まあそぞうに考えて指導をいたしておるわけでございます。この点につきましては、先たか、やはり大臣御出席の際に御質問がありましたが、やはり大臣からも同趣旨のあります。

○田畠金光君 あなたの説明は、それ自体としてはよくわかりますが、この時効の三年の問題について、その他の諸制度との関連で、これだけを特別に顧慮することはむずかしいというお話をですが、しかし、法律自体がこれは御存じのよう、特別な法律であって、いろいろな議論がやかましく、長い間の検討の結果これは出てきた法律であつて、この問題の本質論までさかのぼるに及んで論議をするということはきょうはやめますけれども、しかし、この制度、法律の生まれた経緯を考えたときに、時効の期間というのも目前にきておられるわけで、現実にこの法律に基づく手続きその他の混乱のために出し得ない人が相当残ると予見されるわけで、府県や末端機関を動員して努力しておられるかもしれぬが、現実に私は相当数申請漏れが出ると、こう判断するわけです。この際一つ私は、そういう実情を当局としても考えられて、この問題について、第十八条については御検討を願いたいと思うのです。

の建前から言うと当然適用してしかるべき人ではなかろうか、こう考えておるわけです。しかもその人がこれは正確な数字ではございませんが、当時の軍命令等から引き揚げた方が二万数千名に上つておる、こう言われておるわけです。あるいはまた、そのほか中、南支であるとか、アメリカ、カナダ等、こういう地域からも終戦前に戦争に伴う諸種の事情によつて引き揚げてきておるわけです。こういうような人方は当然この際、この法律改正によって適用をやることが法の建前からいつても適切な処置ではなかろうか。ことに先ほど私がお尋ねいたしましたように、五百億の、当局は予定を立ておられます、相当額これは残ると見るわけです。従つてこの際、こういう法の不備については当局としてもみずから善処されるべきだと、こう思うのですが、この点についてはどうお考えになつておるか、承りたいと思うのです。

る、そういうふうな趣旨の法律でござりますので、むしろいきさつから考えれば、延長をしない方がむしろ常識的ではないだろうかというふうな感じがいたすわけでござります。  
それから南方の問題でござりますが、お説非常にごもつともな点があるわけでございまして、この法律を作りまして際にもいろいろ議論されたところですが、法律を作りましたところですが、そこで大体のところは、終戦に伴って発生した事態というものに對処するという線を一つ引いたわけでございます。そこで大体のように、終戦前に帰ってきたというふうな人々は対象の外に置いているわけです。  
また実際から言いましても、終戦前に帰ってきた人と終戦後に帰ってきた人との間に、相当、実態の上にも差があるのでなかなかうかという点も考えられるわけです。あれやこれや考え合わせて、この線を引いたわけです。  
まあ法律を作りますと、その線のすぐそばのもので内外の問題は非常にいつも問題になるわけですが、一応法律を作りましたときの考え方は、今申し上げましたような考え方方に立つておるわけであります。これらの問題につきましてはまだ事務が全部終わつたわけでもありませんし、先ほど来、はなはだ申しわけない言い方をいたしておりますわけでありますけれども、見通しがはつきりしないというふうな事態等もござりますので、今直ちにこれをどうするということをお答えしていくべきで、なお十分一つ検討さしていただきたいと、かように考えておる次第であります。

○田畠金光君 大体今日時効の期限が  
目前に迫つていて、あなたの方では、  
この五百億の金額がどの程度国債発行  
で消化されるか、これくらいのことが  
厚生省当局としてなお今日準備してい  
ないというのは、これは怠慢だと、こ  
う思うのです。先ほど申し上げたよ  
うに、十二月末現在の資料はできている  
なら、おそらく昨一年間の申請件数の  
動きを見れば、そうして本年の五月十  
六日までの件数は大体どの程度申請が  
あるだろうという予測くらいはつくは  
ずです。そのことがなお今日答えられ  
ないで、私の質問に対して的確な答弁  
ができないということは、私の言わんと  
するその法の不備について、予算の五  
百億の範囲内でも少しでも善処できる  
ものは善処してもらいたいというわれ  
われの趣旨というものが、これ以上の  
仕事を受け持つことができないといふ  
事務当局の怠慢の現れだと私は指摘  
したいのです。ことにあなたの今の答  
弁だが、あれだけ大きな社会問題でこ  
の法律が作られたいきさつから見て  
も、引揚者は十分熟知しているはずだ  
から……、これは確かにそのような面  
もあるのでしようが。しかし、この法律  
の第一条の引揚者とは何かというこの  
定義等から見ました場合に、あの終戦  
のどさくさにおいて、あなた方がこの  
法律で要求されるようなりっぱな証明  
なんというものはそうなかなか手に  
持っているはずはない。紛失している  
のがたくさんあるでしょう。しかも、た  
とえば昭和二十年八月十五日現在にお  
いて在外居住六ヵ月以上、その在外居  
住六ヵ月以上の証明をどうもらうのか  
ということ自体が大きな手続上の繁雑  
な問題です。こういうような問題等を

熟知しておりますながら、そう簡単に憲法がこうできておるからこういう建前だというような親切のない態度というもの私は承知できない。

そこであなたに承りたいのですが、法を作る場合にも確かにそれの線があることは事実です。しかし、この法律の建前というものは、在外における生活の基盤を失った人たち、終戦といふ異常な事態に伴つて外国から、あるいは外地から内地に来て、そこで人縁、地縁の薄いところにおいて新しく生活の基盤を確立しなくてはならぬ、こういう人たちにやはり広く戦争犠牲者の一環として政策的な措置を施そうとしたのがこの法律の生まれた原因だと思つた。答申にもちゃんとそう載つてゐる。そういうことを考えたときに、生活基盤を失つたということ自体は、八月十五日現在で線を引くことというのではなくことにこれは形式的にすぎず、南方諸島から、南方の地域がだんだんと軍命令によつて内地に引き揚げさせられたその人々たちもやはりリュックサック一つで引き揚げて来るのであるのです。八月十五日であったことによって、たまたま七月に引き揚げさせられた者も、五月に引き揚げさせられた者も、この法律に適用にならぬ。それが約三万に上つてゐる。しかもこの法律は、今の予測では、私はこれは四十数億の金がこれは余ると見ておるのであります。この制度の建前から言ふならば、それくらいは厚生省として考えてやつたらどうかというのが私の質問の内容です。厚生大臣とはそれなりのこととはあなたは相談なさつたのかどうかそれを承りたい。

○政府委員(河野鐵磨君) 厚生省部内でもいろいろ検討いたしてみておるわけでございますが、見通しもまだはつきりいたしませんことは、先ほど来お話を申し上げておる通りでございまます。ただいまどういうふうにするといふふうなまだ結論まで到達をいたしておらないのであります。今後問題いたしますては、御趣旨もございますので十分検討させていただきたいと、かように考えております。

○田畠金光君 これに類することは他のその他の条項でもこれは私は言えると思うのです。先ほど申し上げたようう定義を見ましても、たとえば第一項を見れば、昭和二十年の八月十五日田畠在で線を引いておる。第一項を見るとこれはソ連が国境を越えて来たといふ、これをきつかけにした条文ですが、昭和二十年八月九日で線を引いておる。いすれにいたしましても六ヶ月以上在外居住したというこの事実が、この法律を適用されるかされないかという大きな要件になつておるのであります。この際、私は——これはやはり長い間引揚者の人たちも強く当局に申し入れをしておると考えておりますが、在外居住という事実があるならば、こういうような制限を撤廃することが必要じやなかろうか。必要という言葉は妥当でないかもしれませんのが、その当時はほとんど、終戦まぎわは外地への引き揚げはできなかつたということが事実だつたろうと、こう思うんです。でありますから、かりに六ヵ月現

くさんの人がこれで浮かび上ってくることはございません。われわれの試算によれば大よそそれをはずしても三万前後が浮かんでくるだらうといふ見通しです。もしその六ヵ月以上という条件をはずすならば、私が先ほど申し上げたように手続等においてもつとスムーズに進捗するから、従つて、三年の時効ということとも、それはその期間に十分手続もできようが、こういう複雑な手続があるからどうしても時効の問題とぶつかってくる。この際、私はそういう点について、第二案の第一項、第二項等について、援護局長をしては御検討なさったことがあるかどうか、これを承りたいんです。

○政府委員(河野鐵雄君) 六ヵ月の問題は、これは特に法律ができました際に、私どもも実情に十分通じてなかつた面もございまして、いろいろ手続をしていただきまして、あるいは今から考えれば過当の要求を申し上げたようなこともあります。その後もまあだんだん反省をいたしましてただいま御質問にもございましたように、事実上渡航ができたかできないかといふような目安も一方においてあるわけです。従いまして、六ヵ月びつかり本拠を持つておったというふうな的確な証明がなくても、その渡航の状況であるとか、あるいは渡航した目的、趣旨、あるいは家族がどうであったかといふうるさいいろいろなほかの方の傍證であるわけでございます。また、今後の開

題につきまして、若干資料が足らないというふうなこともあります。資料が足らないというだけの理由で受け付けをしないということでなしに、資料は不備でも不備のままに受け付けをするというふうなことによって時効にいたしておる次第でございます。

○田畠金光君 今の点も一つこれは、この際法改正の重要な内容であるので、局長としては念頭に置いてもらいたいと、こう思うんです。それから同じようなことがこの法律には矛盾した点があるわけで、たとえば引き揚げる前に外地にあって死亡した者は全部遺族給付金が支給される。ところが、引き揚げた後、内地に帰ってきた、そして死亡した、その場合には、死亡当時二十五歳以上の者であれば、遺族に給付金が支給される。二十五歳未満の者の死亡に對しては支給されない。こういうことも矛盾だとと思うんです。一体どうしてこうした矛盾した法律ができるかといえば、先ほど私が申し上げましたように、五百億というワクというものが前提に置かれたから、こういう内容の矛盾した法律が条文としますから、あるいはその解釈とは違つておるかもしませんので、どうしてこういう矛盾した条文が残つておるか一つ御説明願いたいと、こう思うんです。

○政府委員(河野鐵雄君) 私法律を作ったときには援護局におりませんので、まあ援護局にかわりましてから

いろいろ勉強いたしまして当時のいきさつを承知いたしておるわけでござりますが、ただいまの二十五歳の問題も、まあお説のように、一面割り切れない気持が残ることは私どももよくわかるのであります。引揚者に対する引揚者給付金と、なくなつた方にに対する遺族給付金とは若干考え方が違つておるとと思うのでは、遺族に対する、向こうでなくなつた方に対する遺族給付金は多分にお見舞的な意味が非常に強いのではないかろうか。引揚者給付金の方はむしろそういうふうなことでなしに再建資金に充ててもらいたいというふうな意味合いで非常に強かつたというふうに聞いておるわけであります。

そこで二十五歳がいいかどうかといふことにつきましては、いろいろ議論があるところであろうと思いますが、再建資金と言いますと、まあ一家の中に心になるような人がなくなつた場合に對して金を出すというような引き方をしたんだというふうに私どもは承知をいたしております。それも確かに一つの考え方であろうと現在も思つておるわけであります。まあいろいろ御指摘にござります点を考えまして、なお今後の問題といたしまして検討をさしていただきたいと存する次第でござります。

金はもらえるが、二十四才で死んだ者は立ち上がり資金はもらえない。立ち上がりという基盤が二十四才以下にはなかったということになるかどうか知りませんが、なかなかこれはむずかしい答弁です。要するに、これは五百億というワクをどう見るかということでの法律の各個所に矛盾した不備な点が残っておることは、この法律自体が答申にある政策的な措置に基づく法律として生まれたその経緯から見て私は出てきたものだとう思うわけです。

あの当時における、そうしてまた資料も十分でない、いろいろ確実な統計等によらざる中でできた法律ですから、私はあの当時においてはこれはやむを得なかつたとこう思いますが、法律を実施してすでに三年になるわけで、かれこれ消滅時効が目前に来ている今、五百億という額を今日考えてみると、今の状況では相当の余裕が出るという実際の状況でありますから、この際私は、予算の総額から繰られたと存する次第でございます。

○田畠金光君 時間の関係もあるので、私は大臣の出席されないこの委員会でこれ以上質問しても、私の質問に対する期待ある答弁はできませんか

○委員長(河野鐵雄君) この問題につきましては、関係団体等からいろいろ御意見も拝聴いたしておりますので、大臣以下上司にも事情はよく申し上げてございます。ただ、先ほど来申

ますので、ただいまのところは法律を改正する用意をいたしておらないわけ

であります。今後の問題といたしましては、さらには検討させていただきたいと申し上げざるを得ません。ビタカン

でもうつて一つ大臣の病気をすみやかに回復していただきたい。少なくとも、予算がきょう上がるという日に厚生大臣が病氣で倒れるというのは、そ

もそも厚生省の計画している医療保障というものがいかにたりないかといふ一つの実証であります。これが恥かしいと思つたら、すみやかに厚生大臣の病気をおおして、すみやかに登院せしめるということを私は希望しておきたいと思います。そうして、保険医療で言つけれども、実は漏れる国民が何十万人があるという事実を先ほどは日雇点申し上げました。皆保険・皆医療とは

年金の始まる十五年後、支出は二百十億です。積立金は約一兆円に近い。

それから、老齢年金を受ける人は、そのときはまだ一ヵ月千円しか受け取つていません。さらに、二十五年後には、

三百億、一分の一の国庫負担をやるとますが、引き続き質疑の御希望の方は聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(河野鐵雄君) この問題につきましては、関係団体等からもいろ

ども御相談なさつておられると思いま

すが、どのように内部の話し合ひはなつておるのか、これを一つこの際お聞かせ願いたいと思います。

○坂本昭君 大だいま田畠委員からも指摘された通り、大臣も欠席しておる、次官も欠席しておる、こういう当

委員会ははなはだ遺憾な委員会であると申し上げざるを得ません。ビタカン

許しをいただきたい。

○坂本昭君 所管の課長つてだれですか。

○委員長(河野鐵雄君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河野鐵雄君) 速記を起こして下さい。

○坂本昭君 午前中の質疑を通じて数

回り次いでもらいたい。また次官については、すみやかに出席することを委員長においてお取り計らい願いたい。

なお、大臣に対する質問をしておりま

す。なお、大臣に対する質問をしておりま





自主的な運用をはかるという方向へもつと進むべきである、かような考え方でただいまのところは検討しておる状況でございます。

○田畠金光君 関連してですが、資料をお願いしたいと思うのです。今保険局長からいろいろ厚生年金積立金の額とか見通し、あるいは運用等についていろいろ述べられましたが、資料を一つお願いいたします。同時にこれは国民年金の方も同様に資料を。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの田畠委員の発言の厚生年金の運用については、他の委員の方もいろいろ検討したいというお気持もありましようか

、委員会から要求いたしましたが、委員会から要求いたしました。他に、委員の諸君にも配付願う。かようにはかりたいと思います。

同時にただいま年金についてもそうですね。(「そうです」と呼ぶ者あり)

その点も同様にいたします。

○藤田藤太郎君 ちょっと私は質問

じやないのです。簡易保険が自主運営、共済保険は自主運営というのは、その保険経済の中で自主運営しておる

ということですか。そうおっしゃった

んじゃないのです。資金の積立金の自運営と、こうおっしゃったですね。

○政府委員(太宰博邦君) 積立をいたしましたものを、そここの特別会計の中でも運用しておる。ただしそれは、その一部は、もちろん資金運用部に行つておるものもあると思いますが、とにかく運用の基本はそこできめておる。

○藤田藤太郎君 両方ともに。

○政府委員(太宰博邦君) はい。

○坂本昭君 今の私の質問に対する局長の答弁だけでは、まだ不十分な点がかなりある。私がまずお尋ねしたか

大臣と同じ、保険局長いつの間に大蔵省に行つたかと、私びっくりしたんでありますが、保険局長としての意見を言つていただけたい。なるほど基金の運用の

他のものとの比較ですね、郵便年金、簡易生命保険の積立金が、郵政大臣が自主管理をしておる。これは比較とい

うよりももう比較するまでもないことであって、一方は郵政大臣の自主運営、一方は厚生大臣は何ら触れることなし。まあ若干の還元融資はあるけれ

ども、全然別問題、私はそれよりも安

全、確実かつ有利と言つけれども、

ちつとも有利じゃないじゃないかとい

うこと、たとえば市町村共済とか電電公社、専売、私立学校、町村の恩給ある

いは国鉄、それぞれこの基金を持つ

いのは私立学校、この基金は七分三厘

一毛です。それから一番低いところ

も、電電公社の基金で、六分九厘二毛。これはいろいろほかはこまかいの

一番低いですよ。五分台というのはほ

りあります。これも一つ資料として出

していただきたいと思う。厚生年金

ということがあります。そうおっしゃった

んじゃないのです。資金の積立金の自

運営、共済保険は自主運営といふのは、その保険経済の中で自主運営しておる

ということですか。そうおっしゃった

んじゃないのです。そこで、私は質問

じやないのです。簡易保険が自主運

営、共済保険は自主運営といふのは、その保険経済の中で自主運営しておる

しておおりまして、それが御指摘のようになります。だとは思つております。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて、

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして下さい。

○坂本昭君 私は局長の意見を聞いて

おつて、はなはだどうもたよりないであります。労働者だけじゃありません。も

ちろん企業主も入つてゐるところの、

全国一千百万という労働者と企業主と

が出し合つて、昭和十七年から積み立

ててきたところの、この莫大な基金、こ

れは当然主として労働者の福利のため

に、ほどほどじゃないですよ、まるまる

返してもいい。もちろん野放団に消え

てなくなるような使い方はいけません

だつたのかもしれませんけれども、現

在資金運用部で、大体六分ぐらいで預

託されて、運用されておるということ

は現状でござります。私どもはこうい

う大切な積立金でございまするから、

これは野放団に使つてはいかぬ、なる

ほど確実に使わなきゃならない、それ

から同時に、しかし有利にこれを回さ

よ、もう明白にこういう使い方といふ

ことは間違つてゐる。ことに朝から私は

厚生省の方針は絶対に通りません。わ

われわれは疑問どころじゃないのです。疑問を持つていうようなことで、局長が思つておられたんでは、それは厚生省の方針は絶対に通りません。わ

れわれは疑問どころじゃないのです。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして。

○坂本昭君 一番大事なことについて

て、大臣もおらなければ、次官もおら

ない。こういうことだから厚生省の予算はふくらまないので。私はこうい

う点で、各局とも十分なるコンビネー

ションをもつてやつていただきたい。

で、特にこの年金の積立金が例の八千億に余る郵便貯金、それから五千億に

余る簡易生命保険金、郵便年金の積立金、こういったものとともに、財政投融資の原資になつてゐるということ

は、これはもう周知の事実であります。

三十四年度が当初五千百九十八億、来年度が五千九百四十一億といふこと

ことは、もう周知の事実であります。

特にこれは年金審議会の資料だと思います。

ますが、この財政投融資の原資も、零細な人たちの貯金や簡易生命保険の積立金や、さらについこの厚生年金の積立金

あるいは失業保険の積立金もこれは入つてゐると思う。こうした零細な人

たちの積立金で占められ、しかもこれ

わかれとしてはこうしたい。そうしてし

かもこれは一保険局長だけの問題じや

われてゐるか、これはむしろだれの所

きます。それだけじゃありません。結核の問題などについてはあとで申し上げます。もうすでに社会保険制度審議会では、この基金の活用ということを言つておる。ところが、各局みんなまるで赤の他人のことのよう考へ方でいる。厚生省局長も所管にいたしました。なるほど基金の運用の

したが、それは有利とは言えないのじゃない。そこで私どもの建前とすれば、なに、有利なものを見つけておる。これは比較といつたかったい。なるほど基金の運用の

たのは、安全、確実かつ有利と、大臣と同じ、保険局長いつの間に大蔵省に行つたかと、私びっくりしたんでありますが、保険局長としての意見を言つておる

状況でござります。

○田畠金光君 関連してですが、資料をお願いしたいと思うのです。今保険局長からいろいろ厚生年金積立金の額とか見通し、あるいは運用等についていろいろ述べられましたが、資料を一つお願いいたします。同時にこれは國民年金の方も同様に資料を。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの田畠委員の発言の厚生年金の運用については、他の委員の方もいろいろ検討したいというお気持もありましようか

、委員会から要求いたしましたが、委員の諸君にも配付願う。かようにはかりたいと思います。

同時にただいま年金についてもそうですね。(「そうです」と呼ぶ者あり)

その点も同様にいたします。

○藤田藤太郎君 ちょっと私は質問

じやないのです。簡易保険が自主運営、共済保険は自主運営といふのは、その保険経済の中で自主運営しておる

ということですか。そうおっしゃった

んじゃないのです。そこで、私は質問

じやないのです。簡易保険が自主運

営、共済保険は自主運営といふのは、その保険経済の中で自主運営しておる

ということですか。そうおっしゃった

んじゃないのです。そこで、私は質問

じやないのです。簡易保険が自主運

管になるのですかね、一つ説明していただきましょうか。一体厚生省は指をくわえてばかんとしているのか。一体この皆さん行政を通じて吸い上げたところの金がどう使われているか。少なくとも財政投融資の中で、どの程度社会保障・民生安定に使われているか、それくらいのことは厚生省の方、知つておられるはずですから、簡単に一つ説明していただきたい。どなたが説明しますか。

○政府委員(小山進次郎君) その問題については、年金と保険を通じまして、いろいろ研究をしているわけでございますが、その現在まで私どもが研究しているところでは、どうもこれまでのところ、財政投融資の中で、ややせまい意味での民生安定に向けられているものの割合が少な過ぎるのじやないか、こういうふうな印象を受けています。一応いろいろやって、試算をしました段階で、これは昭和三十三年の資料をもとに検討してみたわけであります。これでやりましたところ、まず全体のうちで二割見当が、せまい意味での民生安定に向けられている。それ以外のものは、たとえば産業の振興ということを通して、国民経済の成長を助長するという方面に向けられるとか、あるいは後進地域の開発というような意味を持つた投資に向けられるとかいうような向けられ方をしている。しかし、実はこれはわれわれ試算してみたわけなんですが、これを国民年金審議会において、現在検討してもらっているわけでありますが、これに対する専門家筋の批評は、どうもお前たちのものの見方は少し狭過ぎるぞ、お前

たちが取り入れている民生安定というワクに入るべきものを、どうもはずしている傾向なしとしない。それからもこの金がどう使われているか。少くとも財政投融資の中で、どの程度社会保障・民生安定に使われているか、それくらいのことは厚生省の方、知つておられるはずですから、簡単に一つ説明していただきたい。どなたが説明しますか。

○政府委員(小山進次郎君) その問題について、いろいろ研究をしているわけでございますが、その現在まで私どもが研究しているところでは、どうもこれまでのところ、財政投融資の中で、やや

せまい意味での民生安定に向けられている最近の傾向としては、めっきり民生安定に向けられるものがふえつづいて、こういう傾向がある、こういうよ

うな考へ方が目下年金審議会において痛烈な批判を受けて、いろいろ検討を進めている、こういう事情でござい

ます。

○坂本昭君 厚生省は虚心にデータを出したらしいのであって、そうむやみに与党化する必要はないのです。データを出していただいて、それを政策の面でお互いが検討したらしいので、めつきりふえてきたなどというは、とんでもないことだと思います。あなたの方の年金審議会のデータでは、住宅に二割ほど向けられている。確かに住宅公団、住宅金融公庫が占めている。しかし御承知の通り、住宅公団に入るのは、三万五千円以上の収入がなければならぬ。三万五千円の人は厚生年金保険にどの程度入っているが、私は非常に少ないものだと思う。長い間こうして労働者並びにその企業主からとつての積立金をつくってはどうか、「財源に関して、たとえば、厚生年金保険運用について、実は厚生省自身もつとて労働者並びにその企業主からとつての積立金から一時的に資金を借り入れ

す。あつて、私たちも中金に行つて金借りたりする世話をすることもありましたが、確かに郵便貯金を払っている零細な人たちは零細な商工企業家には、なかなか融資が乏しいということが、指摘できると思うのです。特にこの厚生年金保険については、還元融資がもちろん一部あるとはいえ、私は方途はないと思う。そういう点につけてみると、明確な考え方をこの点についてもつと明確な考え方を出していただいて、そして所得の再分配という点を明らかにしていただかな

いといふと、社会保障はもう進まないと思う。ILOの条約のたとえば三十

五号の十条、これは一九三三年ですか

ら、すいぶん昔です。一九三三年で

きたこの三十五号条約の第十条にもい

ろいろな規定があつて、たとえば「保

険制度は、公の機関に依りて設立せら

れ且營利の目的を以て經營せられざる機関に依り、又は国の保険基金に依

り、管理せらるべし。」こういう規定が第一項にあります。こういう点はわが

国においても実施していると思うので

すが、この中で第三番目に、「保険機関

の基金及國の保険基金は、公の基金より分離して管理せらるべし。」また、第

四項には、「被保険者の代表者は、国内

の法令又は規則に依り定める条件

に従ひ、保険機関の管理に参加すべ

く、又右の法令又は規則は、使用者及

公の機関の代表者の参加に関し定むる

ことを得。」すでに一九三三年の国際条

約の規定でも、これらの基金の問題に

ついてはわが国の実情とかなり違った

私は扱いをしていると思うのです。これが公平な国際的な私は基金の扱いだと考へる。厚生省の予算がこれからふくらむか、ふくらまないかの決定的

点は、この累進課税によつて税がある

手を打たないときは、結核医療費が癒となつて、永久にわが国の医療保障の確立は望みえないであろう。」これはも

う、すでに今から三年ちょっと前に出された勧告であります。これらのことについては、現在ある年金局、保険局、それから公衆衛生局、私は当然打つて一丸となつてやるべきだと思う。そういう点につけてもつと各所管の行政官として自信をもつてやつていただきたい。なかな

で、もつと各所管の行政官として自信をもつて、場合によればもつと勇気をもつて、場合によればもつと勇気をもつてやつていただきたい。なかな

で、これが何も、単なる基金の扱いをもつて、場合によればもつと勇気をもつてやつていただきたい。これは何も、単なる基金の扱いをもつて、場合によればもつと勇気をもつてやつていただきたい。

いだけじゃございません。もうすでに皆保険で皆医療をやるとすれば、私は

ことについては、社会保険制度審議会

で、医療制度に関する勧告を出したと

きに、特に「結核医療制度の確立」として非常に明確に書いてあります。

とえば、「わが国の医療保障制度が、真

に確立されるかどうかは、一にかかる

て結核対策の効果いかんにある。」一番最初からこう書いてある。「予防・医

療、再発防止など、資金的にも行政機

構的にも、一貫した体系の下に強力な

施策を集中的に行なわなければならぬ、現在のような「微減的」施策をもつてしては、たとえ一時をこぼすこと

ができるても結局、毎年国費を浪費して

いる結果となる。だから、「予防・医

療、再発防止など、資金的にも行政機

構的にも、一貫した体系の下に強力な

施策を集中的に行なわなければならぬ、現在のような「微減的」施策をもつてしては、たとえ一時をこぼすこと

ができるても結局、毎年国費を

考へて、めどをつけようじゃないか」として、  
うようなことで、この点、官房長が  
中心になって、いずれもう少し国会の  
御審議が済んで、それに専念し得るよ  
うになつたら作業を進めよう、こうい  
うふうなことにいたしておるわけでござ  
ります。

それから 第二に わざいにならぬ  
した結核対策との関連の問題について  
は、そういうようなことの基礎になる  
問題は、現在でも年金局、保険局両方  
で検討しております。ことに国民年金  
の積立金の場合に、ただいまお話しに  
なりました構想は、いわば一般会計の  
方が積立金から金を借り入れて、そろ  
して施策をするという考え方でござい  
ます。そうすることによって、從来そ  
の年の税収にしばられておった一般会  
計の規模が拡大され得るという問題が  
出て参るわけでござります。こういう  
構想を一体どの程度入れるかといふこ  
とについては、なかなか関連する事項  
がたくさんあります。まだはつきりし  
整理され切っておりませんけれども、  
そういうことも一つ研究議題の一つに  
するということで、現在、年金審議会で  
も研究的な意見が若干出ている、こう  
いうような実情でございます。

う問題をあらかじめ公衆衛生局で、年金の積立金を使用するというようなことを一べん計算したり、あるいは計画ではいろいろ検討しましたがなかつた理由を、従来までのことと申し上げますと、われわれの考え方では、従来の厚生年金の積立金というのは、還元融資の部分は別といたしまして、この積立金を使う場合には投融資という基本線で今まできているようわれわれ考えておりましたので、再びこれを借金返しをするという形でこれを利用するのには、今までのやつておりました結核対策の中で非常に少ない。大体、国なり公がこれは出しちばなしにするというのが対策の中心にしておりましたので、もちろん投資したものが人間の健康という状況で返るということにはなりませんが、これでは金として返せないという形で、実は今まで一応これを施策の中に直接取り上げるということには、いたさなかつた、また、社会保障制度審議会のあの勧告の要旨も、いま坂本委員が読み上げられましたように、どういう形でやるという具体的なまでは書いてありませんので、一時の借金として、これを臨時に一時拡大するのに利用して、将来、國なりの予算でただ長くかかつて返せといふのをか、あるいはこれが広い意味の医療保障基金というような、もう一つの短期の健康保険のような形でその中に含まれてまあこれをふくらます、すなわち有利に運用する部分を使っていくといふ意味であるかは、明白には説明書きの方にも必ずしもなっておりませんので、現在まではさよくなことあります。しかし、これは真剣に考える必要

○坂本昭君　これは官房が中心になつてゐるということですが、これは官房長が中心になつて、具体的にどういう編成でやつておられますか、もう少し内容を説明していただきたい。

○政府委員(森本清君)　ただいま、積立金の運用について御意見ありましたが、それに関してどういうような考え方なり準備をしておるかということにお触れになつたようござります。ただいま両局長が申し上げました通りでございまして、目下の厚生行政におきましていろいろ検討するものがござります。なんかんずく、私たちが最も大事なことと思つておりますのは、今後おきますところの厚生行政の長期計画と申しますか、五年——少なくとも十年程度の将来にわたりまして、いかなる形に厚生行政を持っていくかという点が、まあ経済の長期計画と並びまして非常に大事なことだと思っておりまます。この見地から、厚生行政の長期計画ということを、官房を中心いたして進めて参つておるわけでございます。

それに関連いたしまして、積立金の問題、一般会計から所要財源をどれだけ出し得るか、あるいはさらに所要経費を他の起債その他の方法でどの程度まかなえるかということでござります。その際、厚生省で所管しておりますところの国民年金の積立金、あるいは厚生年金の積立金というものが非常に関係を持つて参ります。先ほどいいろいろお述べになりましたこの両積立金の管理の問題、運用の問題ということがこれに関連していくわけでござ

います。そういう意味におきまして、長期計画の関連において、ただいまの積立金の問題を検討して参りたいと思つておるのでござります。なお、この積立金の問題につきましては、官房とそれから所管いたしておりますところの年金局——予定といたしましては年金局長を中心にして、主査と申しますが、委員長と申しますか、この関係を中心として検討して参りたいと思つております。先般こういう方針をきめまして、従来の検討の経過をまとめましたり、結果をまとめましたり、今後の研究の段取り等を寄り寄り協議していくございます。まあ、いつごろこれらのが結果が出るかということにつきましては、問題が非常に重要でござりますから、予定はできません、極力、力をあげまして、これらの問題の検討を進めたい、こういう状況でござります。

○坂本昭君 今の厚生行政長期計画、これは何ヵ年計画で、そうしてそのうちのどの部分までが今できておって、われわれに資料としてどの部分まで提出できるか、伺いたい。

○政府委員(森本潔君) この長期計画の問題でござりますが、御存じのように、経済の長期計画というものが前提になります。御存じのように、この点がまだはつきりいたしておらぬ、あるいは所得倍増計画といふものも、これも具体的にきまつております。従いまして、どういう形になるかといふ材料、試算と申しますか、材料を集めたり、それから試算をするという段階でございまして、ともかく、もとになりますところの経済長期計画なり、あるいは所得倍増計画といふものが固まらなければこれは具体的なものになつ

てこないということになると思います。まあ個別的な資料を集めました。あるいは各種の見地から検討を加えておるという段階でございまして、ただいまの段階におきまして一般に外部に出すということには、これは全然自信を持っておりません。

○坂本昭君 そういうことでは実ははなはだ困るのです。私が特にきょう強い言葉で申し上げておるのは、三十六年度からは皆保険と皆年金が施行され、そうして七千円以上の負担がかっててくる、そういう人たちはほんとに国民所得の再配分が行なわれなければこの年金の積立金拠出に対しても協力しないであろうと思う。この点は希望を持たずためにはやはり長期計画というもののある程度青写真を見せなければ、これは協力いたしかねますよ。われわれとしても、この皆保険、皆年金にできるだけ協力してもらいたい、そう言って国民に訴えることもできない。私自身は、私の出身地の国民健康保険を作り上げるために医師会やあるいは一部の人たちの強烈な反対を受けながら、なおかつ国保を作った一人なんです。作って、そうしてなおこれをよくしようとして努力しておる。それに持ってきて、また年金の問題もくる。ところが、内容を見ておるといふと、はなはだ憂慮にたえないものがある。従つて、皆さんの長期計画の青写真がほんとうに希望に満ちるものでなければ、これに協力するわけにはなかなか相ならない。だから、あなたのよう、経済企画庁の所得倍増計画が出てこなければとか何とかいつて二年たち、三年たち、十年たつておれば、結局厚生省の一番の問題の国保と年金



○説明員(山本浅太郎君) ただいまの仰せのように、問題は確かにざつくばらんに申しまして残るわけでござります。そこで、先ほど申し上げましたように、本来極端な離島のときは問題であろうと思いますが、相当山奥などというような所にも、本来は適当な診療機関があることが一番望ましいと考えるのであります。そう短兵急に考えることをなしとげるということは實際問題としてとうててできないいろいろこともまたやむを得ない事情かと考へておられます。従いまして、さればといつて、全然医療と縁のない世界にそういう人たちが置かれておるという状態に至ることは、先ほど来申し述べてしまふように、皆保険の上からもまことに困る事情でございまして、先ほど申し上げましたように、保険当局といつては、巡回診療車を使うなり、あるいはある時期、医師をそういう地方に派遣してもらうなり、これもなかなか困難ではございますけれども、そういう、どうしても直ちに診療機関を置き得ないという所には、そういう診療機関を置くことにつき得る、最小限の治療と縁のある、つながりのある格好なところにいたい。こういうふうに考へておるわけでござります。もちろん、何らかの直管診療機関的なものは、将来的課題としては、各市町村の財政事情とともにらみ合わせまして、できるだけ置いておいてもらいうような指導もとり、助成もしたい。こういうふうに考えておる次第でござります。直ちに一年で診療機関が全部置かれるということは、置いておいてきれないという実情でござります。

離れ島に住んでも、日本人である限りのことには間違いないのです。国民の一人であるということには間違いないのです。従つて、國民皆保険をやる以上は、これらの人も日本人としての権利を主張し、また、予算としては、この皆保険のワクの中にに入る義務があります。ところが、今あなたは、これほどのたくさん無医地区があとへ残っていくということ、さらに離れ島などか山奥に漏れ残る人があるということを認めながら、それに対し、昭和三十五年度の予算の中で皆保険の前提条件を満たすこと――私の言葉言い過ぎかもしだぬが、ちつともやつてない。例をあげて申し上げます。あなたはさつきから、言うはやすく行なうはかた――と言うけれども、言うことは確かにどうでも言えますが、親病院から巡回診療車を出す、巡回診療車は、これだけが買いますか。そういう補助金がどこかで出ていますか。先ほど国民健康保険団体連合会補助金一億円のことあげられたけれども、この中には、保険者から医者へ対する礼のお金が入っていますか。一文も入っていませんよ。これは全然別個の予算です。さらに、直営診療所施設整備費補助金は三十四年度よりも減っていますよ。この減らされた理由は、事務費の節約三%ということで減らされた金額だと思いますけれども、このようにたくさん無医地区があつて、それで國民皆保険をやろうというときに、なぜこの残りの部分も予算請求できなかつたのか。予算請求したのですか、しなかつたのですか。

助金というのは、今おっしゃるような理由で、きわめて一部ではござりますが、削減された次第であります。われわれとしては、もとよりこのようなことでなくて、もう少し大きなものを期待するのでござりますが、これも、先ほど来申しておりますように、今日、こういう地区におきまする町村の財政事情というような点から見ますと、なかなかこちらの方で何とか推進したいといふようなお話をいたしましても、比較的財政に恵まれない町村である関係上、にわかに診療機関を明年度において全部完成するということは、地方の実情としてもいたしがたいという事情がございまして、まあほん前年並みということでやらざるを得ないということになつたわけでございます。なお巡回診療車の経費は、やはり直営診療所施設整備費補助金の中に入れておるのでございまして、実際に実行をどうするかという問題が残りますが、これは、各地方の事情を現在聞いておりまして、なお明年度はどういうふうにするか、あるいは明年度できないとすれば、再来年度にどうするかという地方の希望も聴取いたしまして、無理押しをするのでなく、しかも可能な限り、先ほど来てお話をありますような皆保険の名実ともに達成を果たす意味から、なるべくそういう施設の整備という点を各町村にお願いし、つい進めておるわけございます。現在、巡回診療車を何台するかというような点につきましては、各地方の実情を聞きまして、できだけ希望に沿うような处置に進んでいきたい。こういうふうに考えております。

直営診療所の補助金は、減額され十四年度よりも減つてきている。それからまた、医務局長のただいまの御説明によると、三十五年三十六カ所、新設医療機関に対する僻地医療対策費として三十六カ所、そのうちに、医師住宅十八戸を含めて組まれておる。先ほどの医療局の意見によると、市町村の財政の問題、いろいろな隘路があるといふことを言っておられましたが、こういう隘路を市町村にかわって責任を持つのは国である。これは医務局長もそう言つておる。このわずか三十六で、皆保険の前提として国がかわつてこれで十分やり得るお考え方になりますか。

○政府委員(川上六馬君) 今申しまして通りでありまして、結局、無医地区を、国民皆保険を達成しなければならぬと考えております三十五年度一ぱいまでには解消できないわけでありますけれども、これは、先ほどもお話をありましたように、やはり現在の医療機関から往診をしてもらうとか、機動力を強化して往診してもらうというようなことで、ともかくその間をしのいでいくよりほかはないのであります。一番困る問題は、やはり医者の問題でございまして、施設をすることはむしろやさしいのでござりますけれども、そこに行く医者がなかなか得がたいということであります。その点に非常に苦慮をいたして、最寄りの県立病院その他他の公的医療機関から医者に無理に現に出向いてもらつておるような事情にあるわけでありまして、私は、一番むずかしい問題は、やはりそういう所に医者が得がたいということで一番苦慮いたしておるような事情であります。

言つておつたら解決できませんよ。われわれだって、一番困るのは医者だとわれわれが言つているのです。だから一番困るのは医者でござりますか。  
この医者を所管しているのは医務局長の責任でしよう。その医務局長がそんな困ると言つて、困りっぱなしでおつて皆保険の問題がどうして解決できますか。  
私は、そんなことでは医務局長の責任は果たされないとと思う。県へ頼むとか何とか言つておるけれども、一番困るのは医者だ。医者のどういう点が困るか、それをどうすればいいか、もつと具体的なプランを一つ言つていたらなければ、国民皆保険は成り立たない。政府の金看板、これはうそです。もうちょっと何とか言つて下さいよ。  
困る。

三十六に削ったか、それからまた、直営診療所についてもこんな削り方をしたか、私は多分これは理由がおありだと思います。御説明いただきたい。

○説明員(岩尾一君) 働地医療対策でございますが、ただいまいろいろと御答弁いたしましたように、従来から僻地診療所の施設費あるいは運営費等と、いふことで計上しております金額並びに国民健康保険におきます直営診療所の経費、さらには基幹病院の整備費として計上しております経費によりまして基幹病院を強化することによって僻地の方に及ぼしていく、こういったいろんな施策を関連して考えておるのをございます。まず直営診療所につきましては、先ほどもお話をございましたように、従来かなり多額の経費がついておりましたが、年々直営診療所も逐次普及して参りました。昨年二億、さらに実行状態等を見ましても、かなり普通の直営診療所というよりは、一種の後保護施設といいますか、そういうものにまで及ぶような段階になってきたおります。さような点も考えまして、大体二億円増額ということで考えたのであります。が、政府全体の節約の方針によりまして三百%を節約したわけであります。それからそれ以外の僻地診療所の経費につきましては、財源等の関係もございますが、できるだけ考慮を払いたいということで特に先ほど医務局長からも御答弁のございました医師の住宅の問題、これを取り上げまして考慮を払っていきたいと思います。

○坂本昭君 大蔵省が積極的でなかつたということは、どうもいろんな関係から明瞭ですが、しかしそれにもまして、厚生省は積極性をもって折衝しな

生大臣が指定をして強制実施を延期するというような方法が考えられてゐると思いますが、どういうふうにこれを措置しようというおつもりか。大臣に聞かたいのですが、一つ保険局長にお尋ねします。

○説明員(山本浅太郎君) 国民健康保険の施行を、明年所定の期限までにできない町村があります場合に、延ばすかどうかということございますが、現在のところ一番問題になるのは、大都市と、それからもう一つは、今先刻来お話を出ておるところの非常な僻地だらうと思います。しかし、現在のところ、きょうも都道府県の課長に、この点は非常に大きな重点として指示したところでございますが、そういう僻地が医療機関がないということのために、所定の期限までに国保の実施ができないといふようなことは絶対起さないようについてことで、いろいろ地方の実情を県の保険課長なり、あるいは国民健康保険課長としましては、当該町村のほんとうのあたたかい相談相手になつて、かゆいところに手の届くような助言として、そういう地方の実情を中央に移していくいただきたいというような指示をしたのでござります。現在のところ、そういう事情でございません。しかし、現実にまあ極端な離島といったようなところで町村の一部が無であるということは、また同時に言えないと存りますので、われわれの努

力目標といたしましては、そういうところを、先ほど申しましたように、診療機関はかりに置けなくとも、巡回診療所あるいは定時に一週間のうちにある日はその島にお医者さんが行けるといったような処置を講ずることによりまして、最小限度必要とする診療機関あるいは医師との結びつきが可能なような処置を考えていきたい。また、先ほどからこれも申したことでございますが、国保団体連合会というものが、明年度からは非常な力をもってこうした方面にもいろいろ工夫の手を伸ばすことが、私どもとしては期待されるのであります。こういう都道府県の連合会が全県下のそういう困っている町村に対しまして、必要な助言なり、あっせんをするというようなことも同時に考えておりますので、そういう点からも、今一つのネックといったような問題は相当片づく、また、どうしても片づけなければならぬという行政努力を払いたい、こういうふうに考えるえ次第でございます。

るに手を届かすのはあなたたちであります。厚生省自体がかかるところに手を届かさないでもって何ができるかというのですよ。私は承れば承るほど国民皆保険は成立しないという確信を持ちました。こういうことでは重大な問題も起つてくると思う。また、大蔵省の見解を承ると、基幹病院の強化ということを主体に置いて、そうして逐次僻地に及ぼしていく、これは机上のプランですよ。基幹病院なんといつたらこれこそ要らないですよ。もう福岡でも大阪でも病院は余るほどある。病院のないのは僻地ですよ。離島はありますよ。そういうところをどうして解決するかという具体的なことをしないで皆保険、皆保険と言つたって始まらない。私はこれは大蔵省の見解が間違つておったということよりも、むしろ厚生省が基幹病院強化ということをあまり強く言つたので、これに吹き込まれてしまつて、何かもうこれで十分皆保険ができると思って予算的にこう扱つたのではないかと、私は善意に解釈しておきます。そうでなければ、こういうことで三十五年度皆保険の基盤は絶対にできない。これはあとでまた厚生大臣に、私はこれは非常に重大な責任問題であるから聞いたします。とにかくこれでは皆保険ができないとのではないかと、私は善意に解釈しておきます。それでなければ、こういうことで議論しておつても始まりませんから、もつと具体的な問題を申し上げますが、とにかく医療保障はおろか皆保険はできない。ささらに、こういうことで議論しておつらに国保を四千二百八十万人に広げるということ、これは決つこうなことです。ね。そしてそのためには保健施設活動というものがもう当然必要になつてき

ます。これは従来も非常に問題点があるものであって、いわゆる国民健康保険に伴う保険婦の問題です。これは私はある意味では非常にすぐれた企画に基づいたもので、国保をやつしていくときに、同時に保健婦活動も助成してきたと、いうことはこれはいいのであります。今後は医療保健という問題は当然予防衛生、それから健康の維持、そういうことに進むので、当然この保健婦活動をさらに強化する必要がどうしても出て来ると思う。ところが、こういう意味でのまず保健婦活動が来年度全般的に充実していく、そうしてその面に基づいて全国皆保険ができるなければならないにかかわらず、人類の上においては昭和三十一年、三年前、三十二年と同じ四千四百三十名、実際の実働は私の見るところでは五千人以上だと思う。にもかかわらず、四千四百三十名に落としておる。この前、公衆衛生局长は保険局と切り離して、保険婦問題として単価が十一万四千から十二万八千に上がったし、いろいろな点でよろしいと言つておられましたが、はたしてこんなことで皆保険の前提となる予防衛生、健康維持についての保健婦活動をこういう予算で指示できますか。まずこれは保険局長に伺います。

ういう人であることが望ましい人であるかというと必ずしも適格者がないといふ実情にあつたこれは御承知の通りであります。しかし、審査支払いの非常に責任のある仕事をするという組織になつたわけでござりますので、やはり今までの役員とかあるいは職員とおなじたような人々につきましても、十分再検討を加えまして団体の仕事を真に遂行するにふさわしい、よく働ける人を置きたいということを指導目標に置いております。従いまして、本来審査支払いの業務に当たるのが明年度予算の上からは大きな役割になっておりますけれども、御承知のように、国保団体連合会の任務といふのは、単に審査支払いの事務だけではなく、その当該府県におきまする国保団体の指導といいますか、あるいは相互連絡といったような非常に大きな本來の任務を持っておりますので、そういうう人の方面の整備ができますことによりまして先ほど申しましたように、ある地域にどうしてもお医者さんがほしく、その所在地の公的病院とかそういう方に事実上あっせんを依頼するというようなこともある程度可能だというふうな意味で申し上げた次第でございます。

はそういう山間僻地でありますので行き得ないというような実情にある所も少なくないものと考えておるのでございまして、そういう所につきましては、一生というか、相当長い間そこに住むという決心をすることは医師とて不容易ならぬことと存じますので、お詫びの期間を限つてそこに奉仕的な活動をしていただくというようなことはある場合においては可能でないか、そういう意味で適当な親元病院ないしはかかるべき公的病院の方にそういう派遣をお願いするというような措置をあわせて考えていただきたいという意味で申し上げたのであります。少し言葉が早りなかつたので、この点重ねて申し上げておきます。

すのだから当然保健婦や何かもふやさなければならぬ。その点について何を  
見識を持っておらない。

もう一つ問題を伺いますが、今日保  
健婦には国保保健婦ともう一つ県で目  
している保健婦と二本建になつてゐる。  
そうしてその給与の違いいろいろある  
点で非常に各地で問題が起つてゐ  
る。これは保険局と公衆衛生局と兩方  
の問題だと思う。保険局は国保の保健  
婦の問題と一般の県における保健婦の問  
題をどう考えるか。また、公衆衛生局  
長はこれをどう考えられるか。将来  
体どうするか。保健婦活動は皆保険の  
中では重大な任務を私は持つておると  
思う。そういう点で両局長の御意見を  
伺いたい。

○ 説明員(山本浅太郎君) 御指摘のと  
は確かに大きな問題であると思いま  
す。

ありますて、大体これに右へならえ、県によりましてはいろいろと自治庁の取りきめで若干むしろ高いところあるように聞いておりますが、大体それでいておりまして、従つて、これは医療職員の給与一般として医師もうござりますけれども、国家公務員のところで給与が相当解決いたしまと、大体それに右へならえして各府のも上がる、こういう形で私どものではその公務員の給与ベースに大体わすように見込みまして、これに対する三分の一の国庫補助というのが正に行なわれるよう每年予算の折衝し、大体確保する、こうしたことでざいますが、現在のところ、大体保婦の平均給与である年額約二千万円線、これを中心にして大体国庫補助予算を組んでいる、こういうふうなことになります。そして、つづ

健婦でございますが、保健所の保健婦と市町村に置いてある国保保健婦と関連は數がほぼ同数に近くなつておます。保健所の保健婦の総数が約五百名、実際の実績からいいますと三十三年度の、一年を通じました昨年の実績は五千三百九十一人というこになつております。これは定員よりのうござります。これは逐次増加はたしております。これと先ほどの四百八百名ほどの市町村保健婦とはほぼ數に近いのでござりますから、保健動の上では非常なウエーホト市町村健にあるということをございますで、予防あるいは保健増進の活動のでは、これはまあ全然ないがしろすることはできない、これは両方あせて衆衛生の上では大いに活用しきなければならぬ、これは重々感てらりまして、昭和二十四年ごく暮

診によりおりまする保健婦についての給与の基準額というものは、非常に低い形のまま今日まで推移してきております。それで先ほど申し上げましたように、明年度の予算にしましてもせんたくの色合を見ていただいたのであります、もともと勤務地の条件等からみましてある程度の差等のあるといふこともやむを得ないことだと思いまるが、物事すべて一挙に事が運ばなかつたというのが実情でござります。将来努力をしていきたいというふう考えております。

とは、いかであります。それからもまた、市町村の保健と、他の市町村吏員もそうかと思ひますが、これは県の今言いました給与標準と市町村という自治体の給与基準、いうものの比較の問題でございまして、保健婦だけを取り出して、方の公衆衛生の関係の方と同様に、ということを特に取り出して言ふところはなかなか困難でございまして、はりこれは市町村の給与ベースといふものが国あるいは府県というものの与ベースと一致するような基本的な策の方にお願いする以外にない、いうふうに存じております、直接これをどういうふうに合わせてもらうか、いうことを今まで運動したりあるいは、そういう意望したということは、そういう意ではないのであります。

長と衆衆衛生局長の連名の通牒をも  
まして、これの協力並びに業務の調  
査の基本の方針を地方に示達してあり  
て、従来はそれに基づいてそれぞ  
の任務を調整して総合力を出す、こ  
うことになってきたわけでござい  
ますので、ただ当時はまだ国保が全国  
ありましたわけでなく、一部に行  
われておったということでございま  
ので、まあ國保の保健婦の保健活動  
あくまで被保険者を対象にするとい  
形でござりますから、ほんとうの意  
で全国的におおっておる保健所の保  
婦活動と全部ぴったり合わさってい  
うことにはならなかつたわけで  
ざいます。先ほどからの御指摘の通  
べに、国民皆保険になりますと、被用  
保険等のような特別保険を除いた約  
千万近くの住民は、全部市町村を單

く、その当該府県におきまする国保組体の指導といいますか、あるいは相互連絡といったような非常に大きな本來の任務を持つておりますので、そういうう側の方面の整備ができますことによりまして先ほど申しましたように、あります地域にどうしてもお医者さんがほしい。しかし、なかなか得られないといったよな場合に、幸い県庁のそばにおいておりますことでございますので、県庁所在地の公的病院とかそういう方面に事実上あっせんを依頼するというようなこともある程度可能だというふうな意味で申し上げた次第でござります。

○説明員(山本源太郎君) 保育婦につきましては、昨年同様に引きましては、人員につきましては昨年と同数を基礎にいたしております。ただ、監査につきましては、これも非常に各地からの要望が強かつたのでござりますが、幸い財政当局の協力を得ましてこの点は基準額がある程度増額を得ましたので、今まで通りに比べますと一つの進歩である、こういうふうに考えております。

診によりおりまする保健婦についての給与の基準額というものは、非常に低い形のまま今日まで推移してきております。それで先ほど申し上げましたように、明年度の予算にしましてもせんたくの色合を見ていただいたのであります、もともと勤務地の条件等からみましてある程度の差等のあるといふこともやむを得ないことだと思いまるが、物事すべて一挙に事が運ばなかつたというのが実情でござります。将来努力をしていきたいというふう考えております。

とは、いかであります。それからもまた、市町村の保健と、他の市町村吏員もそうかと思ひますが、これは県の今言いました給与標準と市町村という自治体の給与基準、いうものの比較の問題でございまして、保健婦だけを取り出して、方の公衆衛生の関係の方と同様に、ということを特に取り出して言ふところはなかなか困難でございまして、はりこれは市町村の給与ベースといふものが国あるいは府県というものの与ベースと一致するような基本的な策の方にお願いする以外にない、いうふうに存じております、直接これをどういうふうに合わせてもらうか、いうことを今まで運動したりあるいは、要望したということは、そういう意ではないのであります。

長と衆衆衛生局長の連名の通牒をも  
まして、これの協力並びに業務の調  
査の基本の方針を地方に示達してあり  
て、従来はそれに基づいてそれぞ  
の任務を調整して総合力を出す、こ  
うことになってきたわけでござい  
ますので、ただ当時はまだ国保が全国  
ありましたわけでなく、一部に行  
われておったということでございま  
ので、まあ國保の保健婦の保健活動  
あくまで被保険者を対象にするとい  
形でござりますから、ほんとうの意  
で全国的におおっておる保健所の保  
婦活動と全部ぴったり合わさってい  
うことにはならなかつたわけで  
ざいます。先ほどからの御指摘の通  
べに、国民皆保険になりますと、被用  
保険等のような特別保険を除いた約  
千万近くの住民は、全部市町村を單

にいたしまして、これはすっかり重なつてくる、こういうことを迎えますので、これは重大なことでござりますので、先般来古い指導方針を改めなければいかぬ、真にこれは協力して総合力が完全に發揮できるようにならなければいかぬということです、昨年来、保険局と公衆衛生局とでこの調整案の新方針につきまして打ち合わせを続行しております、最近、大体基本方針が、話し合いができ上がりまして、こく近くこれの通牒並びに細部のやり方の業務指導指針というものを出す予定で今作業中でございます。これによりまして、大体市町村単位に置いてある保健婦と保健所の保健婦、一番基本の線は保健所の保健婦がこの保健活動の上の技術的な指導ないしは部面を担当するのをまず基本といたしまして、しかしながら、市町村保健婦が必ずしもまだ全国に置いてありませんので、もちろん一部はそれと並行した駐在保健婦的な仕事も、地区によりましては、保健所の保健婦がいたさなければならぬのはまだ当分残りますが、さような建前でいくということと、それから地方のいわゆる保健、地区住民の保健指導につきましての、計画なり、あるいは連絡調整の中心機関は、やはり保健所でございますので、それを中核としてこの両者の力を發揮できるようにといふような大きな意味の指導方針で今の大体指針等を作る、こういうふうに作業を進めておる次第でございます。

婦の任務、この保健婦活動のいかんに  
よっては、私は予防がどんどん伸び得  
ると思う。そうすると、保健財政とい  
うものもかなり楽になるめどが十分に  
ある。私はそういう点で、今公衆衛生  
局でもこの二つの、国保の保健婦と県  
の保健所にいる保健婦との問題を基本  
的に考えておられることについては賛成  
意を表します。これは給付の上、ある  
いは働きの上、いろいろな面で統合し  
て一つ強力な推進体系を三十五年度に  
は作り上げていただきたい。そうすれば、  
来年度からの皆保険の実施の上に  
おいて大きな役割を私は果たすと、そ  
ういうふうに確信をしておる次第です。  
次に、やはり皆保険の問題に関連し  
て、今度は保険局の方になりますが、  
今でも問題になつてゐる、監査・審査  
の問題、これはだいぶ衆議院でも議論  
されましたから、こうした全国に皆保  
険になつた場合に、官僚化といいます  
か、官僚統制というか、これはもう今  
までもたびたび論ぜられてきた点であ  
りますが、特にきょうは支払い基金の  
ことを一つだけ例をあげて申し上げた  
い。それは、結局皆保険になつてくる  
と、医師はこの支払い基金を通じて、  
今でもそうですが、支払いを受けざる  
を得ない、ところが、この支払い基金  
というものが例の省令によると、その  
月の診療費は翌月、二月中の中のは三  
月の十日までに診療報酬請求書が基金  
に届かなければならぬと定められて  
ある。で、これはいろいろな事務的な  
整理の都合上得むを得ないことと思  
いますが、しかし、実際の実情は、七日  
に出せといふものあり、五日に出せと  
いうものもある。この五日とか七日に  
出せということは、これは省令でき

まつたことではなくて、各基金の事務的な都合によつて要望しているように伺います。ところが、日本では何といつても官の立場が強いのですね、従つて、お願ひするといつても、私は現物を持つていますが、やわらかにお願いするという言葉はあつても、中をよく見ると、たとえば例を上げますと、「十一月診療の請求明細書は、本年に限り十二月五日までに基金へ到着するよう御提出方格段の御協力をお願ひ申し上げます。」これは十二月五日までのことをですが、こういうやわらかな文章でも、受け取る医者の方では非常に強く響いてくる。この場合は、十二月五日までに到着するよう、協力をお願ひと書いてあります。これは命令になりますよ。ですかから、これは委員会に出ておられる方に申し上げますが、医者というのは、二月中旬に診療をやつたら、三月一日からこのように五日までに出せとなつたら、三月三日か四日まで、何十枚、場合によれば何百枚という診療簿から抜き取つて、診療報酬の明細書を書かなければならぬ。だから病気になるながら、月初めになつたら大へんです。医者はよく見てくれません。とにかくねじはち巻で徹夜をして出さなければなりません。省令では十日までと書いてあるが、こういうような必着するようにということをみだりに出しているということ、私はこういうことは今日でも許されない、ことに来年皆保険になつた場合には、私はこういうようなことで、官僚統制の皆保険ができると、いうことは医療の内容を落とすし、ひ

○説明員(山本浅太郎君) 言うまでもないことでござりますが、支払い基金の運営につきましては、保険者代表、それから事業主代表、診療代表といつたようなところから理事が選ばれまして、業務の大綱、それから重要な方針の決定は相当こまかく現在その理事会で相談されております。ところで、今御指摘の文書の表現でござりますが、これは御指摘のように、いろいろ問題あると思いますので、理事会等の席上でそういう御意見が出たということは十分お伝えいたしておきたいと思ひます。

ところで、今御指摘の十一月分のお話は、私もそのときの理事会に出ておつて多少記憶ございますが、診療担当代表から、例年のことであるけれども、暮れはお医者さんにとって支払いが非常に肝心だから、なるべく早く支払いをするようにしてくれというようなお話をございましたので、基金の出先の方ではそういう支払いの繰り上げを医師に対しても通知したのだだと思ひますが、そういう文言の表現につきましては、先ほども申しましたように、そういう御意見があつたということです。十分基金側にもお伝えいたしまして、かりそめにも医師に不当な何といいますか、拘束というか、そういうものを与えるかのような印象を与えるというようなことがないよう十分注意をいたしたいと考えております。

○坂本昭君 省令ではちゃんと十日までと書いてありますから十日まで

一日から十日間であります。まあ遠い、離れたところでは、たとえば八日で、土曜日の午後着いておる。だれもいなかった。そして日曜日をあけて二日の日に見ている。そうすると、二日の日に受け取つたことになる。従つて、十二日に受け取つたので、これはこの月は払わない、こういう扱いをしている実例もあるのです。私が憂えるのは、こういう皆保険化になつてきた場合には、よほど行政官庁はサービスの面で医療担当者を見てやらなくちゃいけない。特に、二ヶ月おくれて診療報酬を支払うのですから、当然私は利子をつけてもいいと思う。もし利子をつけることが困難だとしても、件数概算払いぐらいは私はしていいと思う。たとえば、半年なり一年診療をやつていけば、その診療所の大体の金額はわかってくる。あるいは内科なり外科なりはわかってくる。そうすれば、件数の概算払いをやって、その月に八割とか九割を払つてい。普通の請負業者でさえ、工事料の八割は払うのですよ。いわんや医療について、そのくらいのことは私はサービスしてもしかるべきだと思う。そういうことも何もやらないで、十日までに出せといふ省令を作つておきながら、今度は、七日までとか五日までに必着せいといふことをいうのは、はなはだ法律無視の越権行為だと思う。そういう点特に気をつけてもらいたい。今の、利子をつける問題、件数概算払い、こういふ新しい支払いのサービスについて、具体的な方針を持っておられますか。

*Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 35, No. 3, June 2010  
DOI 10.1215/03616878-35-3 © 2010 by The University of Chicago

いうことになつておりながら、七日までは必ず着するようにということは、先ほど言いましたように、むしろお医者さんのためのサービスのつもりでとつたことが、そういう断わりが十分なかつたために、一種の拘束的な感じを与えたことだらうと思ひます。やりましたことは好意から出たというふうに御理解いただきたいと思ひますが、先ほどたびたび申しますように、そういう表現につきましては十分注意いたしたいと思ひます。

じて、何とかして厚生省の予算をふやしていく。今のような医療保険では不十分だ、特にいろいろと追及して参りますと、来年から始まる皆保険に、三十五年度に無医地区を解消してしまうということさえでき得ないようなそういう予算を組んでいるのです。こういう点はもう一ぺん大臣に直接伺つて――こういうことは、われわれとしては、國民に安心しない。

今日の社会保障を進めるわけにいか

なお、次の機会には、これは委員長の奔走によつて、厚生大臣と大蔵大臣と出でていただきたい。と申しますのは、やはりこの本会議の席上において大蔵大臣が、明確にこの速記録に残つてゐるのは、「この児童福祉の関係で見ますと、非常に予算的措置がおくれておるようでありまして、ただいままでおやつ代は一円も出ておらない。あるいはそこの職員の期末手当等におきましても他に比べまして非常におくれておるという点等がござります」つまり、この従来の厚生省の児童福祉対策が非常におくれているということを大蔵大臣が明確にここで指摘しているのです。で、一体これはどういう点で指摘したか。また、この責任は一体だれにあるか。このことも私はあらためて委員会で、少なくとも参議院のこの委員会で承つておきたいと思うのです。

かし、これは私は局長さんの個人的な責任ではないと思うのです。というのではなくて、厚生省の機構がそうなつているのですよ。厚生省の機構が、もう東京に住んで、ペーパー・プランだけやって、霞ヶ関のかすみを食つてだんだん上に上がつていって、離れ小島だとかあるいは山の中の診療所のないようなどころ、そういうところの実情を知らない、日雇い人夫の人たちの苦しみを知らない、母子家庭の悲しみを知らない。知らぬところ、そういうところの実情を知らぬところ、そういうところの実情を知らないといふと、勇氣と決断が出てこないのですよ。先ほどもね、大蔵省からちよつとその単価を一万幾らふやしてもらつたからといつて、おかげさまとか何とか言つて喜んでいる。こんなばかなことあるものですか。大蔵省に言うこと聞かしたらいのですよ。それだけの勇氣と決断を持つてやついただきたい。

○政府委員(内藤隆君)　お答えする前に、衆議院の議席を持っております関係上、御質問の趣旨等を十分に拝聴することはできなかつたことは、まことに申しわけないと思ひます。またさうに、本日は大臣のおかげんが悪くて、これまた出席ができなかつたことは、大へんまことに申しわけなく、おわびをいたしておきたいと思ひます。いろいろ私の欠席しておる間の御質問等につきましては、関係各局の局長あるいは政府委員等から御趣旨をよく聞きまして、さらにもう、速記録等を読みまして、大臣に私から直接一つ申し上げてみたいと思います。ことに児童福祉の問題等につきまして、大臣の答弁漏れ等があるということござります。この点につきましても、十分厚生省の立場を御納得のいくよう御説明申すように、私から申し伝えたいと思ひます。

ただいまの御質問でございますが、御趣旨ごもつともでございます。私も就任しましてからようやく半年、何ら厚生行政には経験もなければ自信もないものでありますから、努めて私は、実は各方面に視察に参つて、いわゆるあなたのおっしゃる下情に通ずるべく努めたつもりでございます。しかしながら、私はもともと下情に通じてゐるつもりでありますので、貧乏人でございまますので、それくらいのことはよく知つておると思ひます。また、若い時は相当労働に従事しておりますので、その間のことも多少私は通じておるつもりでございますが、局長あるいは省内で、そういうような方面に通じない

ような人がおるならば、何とか下情に通するように、一つ十分に機構その他を考えて御趣旨に沿うようにしていかない、かのように私は思うわけです。そうしなければほんとうのりっぱな行政といふものはできないということは、お説の通りであります。

○坂本昭君 最後に、三つ、まだ私の考えとしてまとまつていませんが、一応提案しておきたい。

それは第一は、事務系統の事務官が、その現業の第一線を身をもつて知るために、局長になる前に課長、課長になる前に課長補佐と、そうなつてくるまで、一番行政の末端で、身をもつて体験するような機構に一つ変えていただきたい。これが一つ。

それから技官については、技官の数が非常に少く、これは医務局長、医者が足りないで困っていると、自分が責任者でありながらそんなことを言つていましたけれども、足りないからと云ふと、技官が厚生省の中で非常に部分的に停滯をしている、これも同じことです。技官たってやはり霞ヶ関でかすみを食つておつたらいけません。やはりどんどん出して下さい。こういう省内における技官の停滯。

それから第三の問題は、地方における機関、特にこれは最近問題になってよくいわれているのは、監査・審査の地位にある人が一定の地位に長くおるというと、権力の座にすわること長くしてボス化していく、こういう点ではもとと新陳代謝していくと、組織をとる方が、厚生行政がほんとうに伸びて、われわれが、みんながしあわせになる道だと思うのです。この三つのことを、ただいま御即答できな

いとしても、ただいまの次官のお心の中からでいうならば私はでき得ると思うのです。一つこの点を最後に提案してください、かのように私は思つます。

○藤田藤太郎君 ちょっと私資料の要求を申し上げたい。

国保の皆保険に関して、今残つてゐるところが非常に努力をしている。ところが、一番地方財源で、事務費の問題で、残つてゐるところは非常に事務費が高くつくのじゃないかということになる前に課長補佐と、か組んでいないのですが、京都あたりでは二百五十円も事務費がかかるといふ予想を立てて非常に議会で問題にしているということですから、どうかそ

の資料を、今の現状と、今後行なわれる新規要請をしておきます。

○委員長(加藤武徳君) わかりましたですね。それでは厚生省関係の昭和三十五年度の予算案に対する質疑は、本日の質疑はこの程度にしたいと思いま

すが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないも

のと認めます。

○委員長(加藤武徳君) それで速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) それでは速記を起こして下さい。

労働者の業務上の傷病に対する予防及び災害補償につきましては、一般に労働基準法及び労働者災害補償保険法に基づいて実施いたしているところであります。が、けい肺はその予防が困難であり、一度かかると治癒しがたく、多くの場合、労働基準法または労働者災害補償保険法により三年間療養補償を受けた後においてもなお引き続き療養を必要とするのであります。また、この点については重度の外傷性せき肺障害もけい肺と同様であるのであります。そこでこれら二つのものにつれては、その特殊性にかんがみ、関係労働者の保護の充実をはかるため、昭和三十年、けい肺及び外傷性せき肺障害に関する特別保護法が制定され、石炭鉱山、金屬鉱山その他離酸性粉塵を発散する場所で働く労働者に対して定期的にけい肺健康診断を行ない、その結果に基づき一定の者について粉塵作業からの作業転換をはかる等健康管理制度について特別の措置を実施するとともに、けい肺及び外傷性せき肺障害にかかる労働者に対しても労働基準法または労働者災害補償保険法による打ち切り補償が行なわれた後さらに二年間引き続いて療養給付及び休業給付を支給することとされたのであります。

しかし、昭和三十二年秋ごろから、とし、その対象についても、医学的にけい肺等特別保護法による給付の期間が切れ、なお引き続き療養を必要とする者に対しては、労働基準法が制定され、けい肺等特別保護法による給付の期間が切れ、なお引き続き療養を必要とする者に対しては、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を説明申上げます。

す。

松野労働大臣から提案理由の説明をお願いいたします。

○國務大臣(松野綱三君) ただいま議題となりましたじん肺法案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を説明申上げます。

労働者の業務上の傷病に対する予防

及び災害補償につきましては、一般に

労働基準法及び労働者災害補償保

法に基づいて実施いたしているところ

であります。が、けい肺はその予防が困

難であり、一度かかると治癒しがたく、

多くの場合、労働基準法または労働者

災害補償保険法により三年間療養補

償を受けた後においてもなお引き続き療

養を必要とするのであります。そこでそのよう

な点につきましては、昭和三十三年六月に、けい肺等特別保

護法の改正に關してけい肺審議会に諸

議措置について根本的検討を加え、昭

和三十四年十二月三十一日までにけい

肺等特別保護法の改定に関する法律案

を国会に提出しなければならないこと

とされたのであります。

そこで、政府といたしましては、

昭和三十三年六月に、けい肺等特別保

護法の改定に關してけい肺審議会に、後者の法律案を付した答申がなされたのであります。

そこで、政府といたしましては、





附則第四十四項とし、附則第四十二項の次に次の一項を加える。

43 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日に

おいて、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、

その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十五年三月八日印刷

昭和三十五年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局